

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
1	03出雲	01_地域福祉施策	01_民生委員	民生委員の定数見直しについて	<p>高齢化率、世帯数、福祉人数の問題、地域の土地の利便性など、同じ地域でもいろいろある中で、取り沙汰されている民生委員の役割がどこまでかということについて、一度関わると地域の福祉組織、行政にどうつなげるか、どうやって切るかというのはなかなか難しい問題。</p> <p>また、地域コミュニティーの希薄化ということも大きな問題になっている。</p> <p>定数というのをどうやって決めていくかということで、説明では、削減ではなく、必要なところには必要な定数を置くという話であり、そのあたり現場の気持ちも十分汲み取って検討願いたい。</p>	<p>検討委員会では、民生児童委員の活動の負担を軽減を図っていくことも、定数の見直しと併せて取り組んでいる。</p> <p>今回、いろいろな活動を網羅し、本来民生児童委員の仕事かどうかという検証を含めて事例集を作り、民児協へ配り、地域で点検のうえ答えを返していただいているところ。</p> <p>基本的には民生児童委員だけにいろいろなことを担わずということではなく、いろいろな組織を使って連携し、軽減を図っていくことも併せて取り組んでいるので、意見をいただき検討していきたいと考えている。</p>	<p>民生委員の定数算出のための基準について島根県の実態に即した形に改め、これをもとに各市町村と協議の上、必要な定数を決定した。</p>	地域福祉課
2	03出雲	01_地域福祉施策	01_民生委員	民生委員の定数見直しについて	<p>定数等の見直しを進められるにあたり、民生委員の定数や地域における協議会の組織規模を、単に数値のみで決定することなく、地理的条件や地域の実情等を考慮し、地域に配慮した見直しを進められたい</p>	<p>県内の民生児童委員、社協、行政で構成する「これからの民生児童委員のあり方に関する検討会」を設置し、平成23年3月から約1年をかけて、業務負担の軽減、活動しやすい環境づくり、定数のあり方を検討してきた。</p> <p>本県には様々な地域があり、一律の基準により機械的に定数を決定することは適当ではなく、今後、市町村に地域の実情や将来ビジョンを聞いた上で、すべての地域で福祉活動が円滑に行われるよう、真に必要な委員数、単位民生児童委員協議会数を確保していく。</p>	<p>民生委員の定数算出のための基準について島根県の実態に即した形に改め、これをもとに各市町村と協議の上、必要な定数を決定した。</p>	地域福祉課
3	04県央	01_地域福祉施策	01_民生委員	民生児童委員定数について	<p>平成25年に民生児童委員の一斉改選があるが、現在、県では定数削減に向けた協議が進みかけている。</p> <p>定数削減が行われることのないよう、現行定数を維持していただくよう強く要望する。</p>	<p>広い本県には様々な地域があり、一律の基準により機械的に定数を決定することは適当ではなく、今後、市町村に地域の実情や将来的な考え方をお聞きした上で、すべての地域で福祉活動が円滑に行われるよう、真に必要な定数を確保していく。</p>	<p>民生委員の定数算出のための基準について島根県の実態に即した形に改め、これをもとに各市町村と協議の上、必要な定数を決定した。</p>	地域福祉課
4	04県央	01_地域福祉施策	01_民生委員	個人情報の取り扱いについて	<p>あり方検討会において、個人情報保護条例を併せて検討するという事になった。</p> <p>その後、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知があったと聞いたが、それを受けて現在どのような方向で進捗しているか尋ねたい。</p>	<p>この度、国において、必要に応じて本人同意なしに民生委員へ個人情報を提供している市町村の事例集が作られたので送付する予定。</p> <p>県としては、地域住民が安心して暮らせる地域づくりを行っていくために、民生委員が地域で円滑な支援活動ができるよう、今回紹介された事例を参考として、民生児童委員に必要な個人情報が適切に提供されるように市町村にお願いしていきたいと考えている</p>	<p>民生委員が個人情報を取り扱う場合の留意点を県においてとりまとめ、提供する。</p>	地域福祉課
5	04県央	01_地域福祉施策	01_民生委員	民生児童委員の業務の手引きについて	<p>業務の手引きについて検証を行っているが、それを作って終わりではなく、その活用の仕方も当然だが、実施する場合に民生委員だけが知っているのではなく、関係機関が十分理解していかないと提言にならない。</p>	<p>検討委員会において、民生児童委員の活動について、本来業務であるのかどうか、専門機関の業務か等、いろいろな事例を収集した事例集を作り、市町村並びに民生児童委員協議会で点検をお願いしている。今後、この回答を整理し、最終的な事例集として配布する予定。</p>	<p>年度内に民生児童委員活動に関する事例集を印刷し、民生児童委員のほかに市町村へも配布する。</p>	地域福祉課
6	04県央	01_地域福祉施策	01_民生委員	民生児童委員定数について	<p>島根県独自の民生児童委員の定数について検討中であるが、美郷町のような山間僻地には、算出方法に国の配置基準の「70～200世帯毎に」をあてるとは無理がある。</p> <p>委員宅から20km離れた地域を担当する委員もいる。</p> <p>担当（活動）面積が広いため、山間僻地は下限「70」をさらに下げてあてよう検討していただきたい。</p> <p>委員定数は現状維持を望む。（意見のみ）</p>		<p>民生委員の定数算出のための基準について島根県の実態に即した形に改め、これをもとに各市町村と協議の上、必要な定数を決定した。</p>	地域福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
7	04県央	01_地域福祉施策	01_民生委員	民生児童委員の活動費について	住民支援には移動のためのガソリン代や電話代がかさむため、県教員に僻地手当があるように、活動費に加算を希望する。	民生委員の活動に対する報酬は民生委員法により支給しないと規定されており支払っていないが、交通費・通信費等の活動に伴う経費については、地域や委員一人ひとりの活動の範囲や、活動内容、頻度に関わりなく民生委員手当として、全ての民生委員に一律に支給している。 地域による加算を設けることは困難であるが、昨年度来、民生児童委員の活動上の負担の軽減について、市町村、市町村民児協で、それぞれに検討や取り組みをお願いしている。そうした工夫を積み重ね、委員の負担が過重にならないよう努めていきたい。	年度内に民生児童委員活動に関する事例集を印刷し、民生児童委員のほか市町村へも配布する。	地域福祉課
8	04県央	01_地域福祉施策	01_民生委員	救急搬送時等の民生委員随同行への費用弁償について	独居高齢者の救急搬送時に、医療機関、消防から民生委員の随行を求められたり、手術・入院の手続きを依頼されたりすることがある。 そういう場合、公務として民生委員への費用弁償ができないものか	救急搬送の随行は、民生委員本来の業務（公務）ではないが、他に同行できる方がいない場合など、地域の事情や本人の状況に鑑みて、こうした判断がなされており、非常に難しい問題と認識している。 民生委員に限らず、自治会の役員など様々な立場の方が同行される可能性もあることから、地域全体の課題として、同行される方の負担が軽減されるよう、地域での支援体制について検討される必要があると考えている。 県としては、地域の実情に沿った有効な対応策がとられ、民生委員の活動上の負担軽減が図られるよう、市町村の取り組み事例を広く紹介するなどにより支援していきたい。	年度内に民生児童委員活動に関する事例集を印刷し、民生児童委員のほか市町村へも配布する。	地域福祉課
9	05浜田	01_地域福祉施策	01_民生委員	民生児童委員の現状定数堅持について	民生児童委員の配置基準については、すでに浜田市民児協事務局から現状定数を維持するよう市や県に対し、申し入れされていると認識しているが、高齢者が多ければ多いほど民生児童委員の負担は多く、しかも隣から隣の距離が遠く、町場の密集地とはまた違った苦労も多いことを報告し、更に認識を深めていただき、特段の配慮のもと現状定数の堅持についてお願いします。	地域福祉の推進にとって民生委員の果たされる役割は非常に大きいと認識しており、地域の実情や、市町村の考えを十分に聞きいたうえて、すべての地域で福祉活動が円滑に行われるよう、真に必要な委員数、民生児童委員協議会数は確保していきたいと考えている	民生委員の定数算出のための基準について島根県の実態に即した形に改め、これをもとに各市町村と協議の上、必要な定数を決定した。	地域福祉課
10	05浜田	01_地域福祉施策	01_民生委員	民生委員のあり方検討会における情報ガイドライン作成について	民生児童委員のあり方に関する検討会について、民生委員の定数の問題、仕事の負担軽減の問題、情報に関するガイドラインの策定が柱であり、昨年この圏域公聴会では3点が活字として出ているが、今年は二つだけ。 軽減等の等の中にこの情報ガイドラインの策定が入っているのか	個人情報の提供について改善を図っているということが含まれている	民生委員が個人情報を取り扱う場合の留意点を県においてとりまとめ、提供する。	地域福祉課
11	05浜田	01_地域福祉施策	02_地域福祉活動	支え合う地域社会の実現について	地域福祉課の主要課題に、支え合う地域社会の実現があり、対応方針に住民のネットワークづくりなど地域を支える体制づくりというのが書かれているが、限界集落を超えて崩壊集落という現状の中で、支える者もないという非常に厳しい状況にある。 県はこれらに対応した考え方をどのように、またどういう体制で取り組んでいけるのか、	島根流安心生活創造プロジェクト推進事業という補助金を使い、県社協、市町村社協と連携をしながら、自治会等の小地域での福祉活動組織の立ち上げ支援など助成をしているが、人材の育成ということが今後の課題と考えている。 地域社会の状況を踏まえ、県並びに市町村・関係団体と協力をしながら、地域での支え合いの体制ができるように知恵を出しながら今後もやっていきたい	しまね流安心生活創造プロジェクト事業において、数多くの地域で見守り、支え合い活動が形成されたところ。平成25年度以降は、さらに多くの地域で活動が立ち上がるよう、市町村社協を中心としたチームによる支援に取り組む。	地域福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
12	05浜田	01_地域福祉施策	02_地域福祉活動	新たな共助の仕組みについて	<p>中山間地域では、後継者のいないという地域の中で80歳、90歳になっても現役で農地を守っていかなければならない。あるいは耕地を守っていかなければならないという現状の中で、社会参加というのは言葉としてはあるが、社会参加ということは難しい現状の中にある。そういった中で、新たな共助の仕組みというのは大変重要な項目だと思っているが、この新たな共助の仕組みというのをどういうかたちで考えているか。</p>	<p>新たな共助の仕組みづくりについて、今まで高齢者は支えられる側という意識が強かったと思うが、地域を支えていくのだと、自ら地域の担い手となって学ぶというような意識改革も図りながら仕組みも作っていかうとするもの。 本当に厳しいところでは、高齢者だけでは地域を支えることができないというところも出てくると思っている。 商工の施策で移動販売をしているところもあり、そういったほかの施策と連携しながらいろいろ施策を打っていかないといけないと思っており、高齢者福祉課としては、まずは、高齢者の方がなるべく元気で地域を支えてもらうような仕組みに取り組んでいきたい。</p>	<p>平成25年度も引き続き新たな共助の仕組みづくり推進事業に取り組んでいく。</p>	高齢者福祉課
13	07隠岐	01_地域福祉施策	02_地域福祉活動	日常生活自立支援事業の今後の取組について	<p>日常生活自立支援事業について基幹的社協として実施しているが、今回、別途町村の方でも実施に向け取り組んでいる。 現在、隠岐圏域全体で、利用者29名、申請手続き中2名、相談中1名とだんだん増えている状態ではあるが、島前圏域での利用は2名だけで、支援者は地元の生活支援員が行っている状況。 仮に島前圏域ではなく各市町村で実施する場合においても基本的には大きく関わることはないと思っているが、こういう状況も踏まえ、来年度以降の取組みがどうなるか、大きな変化がないようお願いしたい。</p>	<p>この事業については、現在、江津を除いた7市と隠岐の島町、海士町の九つの社協が取り組んでいる。 平成25年度から全19市町村社協でできるよう、今年度を準備期間と位置付け、県社協と一緒に話をしているところ。</p>	<p>平成25年度からすべての市町村社協に専門員を配置し、県内において等しく制度を実施できる体制を整備。</p>	地域福祉課
14	03出雲	01_地域福祉施策	04_その他	法人許認可等権限委譲に伴う支援について	<p>社会福祉法人の所管庁が県から市へ移り、法人の許認可や指導監査事務を市が担うことになるが、移管後も事務が円滑に進められるよう支援を要望する</p>	<p>平成25年度からの市への社会福祉法人の認可や指導監査等の事務権限の移管にあたっては、移管後の事務が適切に実施されるよう、遺漏のないよう対応していくこととしている。 円滑な事務移管に向け、情報交換や協議を行ため、市と県で組織する「社会福祉法人所轄庁（移行準備）連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置した。今後は、この連絡協議会において、移管に向けた諸準備や平成25年度以降の県と市との連携体制のあり方などについて、継続的に協議、調整等を行い、実務研修についても実施していくこととしている。</p>	<p>平成25年度以降も所轄庁連絡協議会により県と8市で、法人運営指導の在り方、認可事務や監査指導等について意見交換を行うとともに、市が行う法人監査と県が行う施設監査を同時に行うこと等により、監査の効果が高まるよう努めていく。</p>	地域福祉課
15	06益田	01_地域福祉施策	04_その他	法人許認可等権限委譲後の市への支援について	<p>平成25年4月から社会福祉法人の所管庁が県から市に移り、法人の許認可や指導監督事務を市が行うことになる。 円滑な移管に向けて配慮いただいているが、移行後も一定の間、市への指導並びに8市の連携の場の確保について支援をお願いしたい。</p>	<p>移管後についても、法人運営の指導や指導監査で一定のノウハウを有する県として、助言や情報提供などの支援を行っていく考え。 なお、市への支援の方法また支援体制のあり方については、市からの要望、意見も聞き検討していくこととしている。 要望のあった連携の場については、8市と県が認可・指導の進め方等について、相互に情報交換や協議・研修を行う「社会福祉法人所轄庁連絡協議会」（事務局：県）を7月に設置した。 今後、社会福祉法人の指導監督にあたって、この連絡協議会を活用し、各市と県が連携して適切に対応していくこととしている。</p>	<p>平成25年度以降も所轄庁連絡協議会により県と8市で、法人運営指導の在り方、認可事務や監査指導等について意見交換を行うとともに、市が行う法人監査と県が行う施設監査を同時に行うこと等により、監査の効果が高まるよう努めていく。</p>	地域福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
16	07隠岐	01_地域福祉施策	04_その他	生保受給について	生活保護受給をめぐる実態の正否が社会問題化しており、隠岐地区でも首を傾けたいくなる実例がある。	生活保護は、国がその責任において、生活に困窮するすべての国民に対しその最低限度の生活を保障する制度であり、保護が必要な人に適切な保護が行わなければならないことは言うまでもないが、その一方で、国民から信頼される制度として、適正に運用されることが求められている。 県としては、生活保護の実施機関である市町村の福祉事務所において、適切かつ適正な保護が実施されるよう、福祉事務所のケースワーカー等を対象とした研修会を開催するとともに、支援スタッフを配置し、町村福祉事務所に対する支援を行っているところ。 また、毎年1回、事務監査を実施し、各福祉事務所における生活保護の実施状況を確認し、必要な指導・助言を行っている。今後とも、生活保護が適切かつ適正に実施されるよう、福祉事務所に対する支援、指導に努める。	平成25年度以降も所轄庁連絡協議会により県と8市で、法人運営指導の在り方、認可事務や監査指導等について意見交換を行うとともに、市が行う法人監査と県が行う施設監査を同時に行うこと等により、監査の効果が高まるよう努めていく。	地域福祉課
17	07隠岐	01_地域福祉施策	04_その他	福祉車両の助成について	共同募金や赤い羽根募金などで車が寄贈されているが、隠岐の立地条件（運搬費用など経費がかかること等）から車の更新が難しいため、寄贈される車が一台でも多く頂きたいと思っている。 配分はどのように決められているのか教えて欲しい。	車両の助成については、助成する団体のそれぞれの考え方があり、県でそれを決めるということは難しい。 一般的な助成の手続きとしては、市町村から県に推薦がされ、県から団体に推薦する。その推薦をする際に今の離島の特殊性等をきちんと説明をしていくことになる。	回答のとおり	高齢者福祉課
18	03出雲	02_地域医療対策	01_医療提供体制	医院等の開業時間帯等の問い合わせ先について	医院を開業している、中小規模の病院等で往診している時間帯や往診可能なエリアなどの情報について、どこに問い合わせたり調べたりした先に分かるか。	今年、保健医療計画の改定をするが、在宅医療に力を入れていく必要があり、各圏域において病院から在宅、そして施設へ、シームレスなサービス提供体制をどのように作っていくのかについて各圏域の中でこれから話し合いをしていただこうと思っており、その中でそういった必要な情報をなるべく出していききたいと思っている。	病院・診療所で往診を行っている県内の医療機関については、「医療機能情報システム」で調べることができます。また、往診している時間帯や往診可能なエリアについては、保健所医事難病グループでお問い合わせに対応します。	医療政策課
19	03出雲	02_地域医療対策	01_医療提供体制	医院等の開業時間帯等の情報提供について	開業医がホームページを持っているというのは少ないと思うので、行政でできるのであれば、医師会とリンクするかたちで、往診している時間帯や、往診可能なエリアなど、情報提供してもらえると、自分が病気をした時などの対応がしやすいと思うのでよろしくお願ひしたい（要望）		病院・診療所で往診を行っている県内の医療機関については、「医療機能情報システム」で調べることができます。また、往診している時間帯や往診可能なエリアについては、保健所医事難病グループでお問い合わせに対応します。	医療政策課
20	04県央	02_地域医療対策	01_医療提供体制	転院時のドクヘリ活用について	ドクターヘリが昨年より運航し順調に来ている。 県の中央病院が主体となっているが、そこから転・退院のときに空路で検討とある。患者が万全とはいえない体力で転院する場合に、自力で帰るのが難しいから空路でという声もあって県の方で検討されるのか。可能になるのか。	ドクヘリを転院時、地域の病院に帰るときに使えないかなど、いろいろな要望があることは聞いており、検討する課題だと思っている。 医療上の必要があり短時間で揺れも少ないかたちでないと帰れないという状況のときには、医師の判断でドクターヘリで地域の病院の方に搬送するという事例も現時点でやっている。 基本的には、地域の病院からより高次の病院に来ていただくときに使うというのが今の制度。 もう少しこうした事例も見えていながら検討をしていきたい。	運航状況の検証、全国の事例の調査等を行いながら、今後検討。	医療政策課
21	06益田	02_地域医療対策	01_医療提供体制	益田日赤の医療提供体制について	日赤の院長の考えなのか、あるいは県からの補助をするのかどうか分からないが、脳外科と麻酔科については必要ないと言われる。 医療の一番大事な位置を占めている日赤なので、脳外科、麻酔科による医療提供体制が必要ではないかと思っており、指導等をお願いしたいと思っている。 津和野圏域から鹿足圏域にかけては本当に重要な位置を占める日赤だと思っているので是非お願いしたい。	診療所・病院に医師を配置することを責任を持ってする人はいない。 国がそういう制度を作らないので、地域医療支援センターなどいろいろな運営上で誘導し、そこに何とか行っていただくということしかできないのが実情。 医師の配置に関して、県としても国に対して要望しているところ。	H25.3月にしまね地域医療支援センターを一般社団法人化し、地域医療を担う若手医師への支援体制を強化する予定。 国に対し要望済み	医療政策課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
22	06益田	02_地域医療対策	01_医療提供体制	ドクターヘリの状況について	ドクターヘリは、本当に機能しているのか。	<p>昨年6月13日に運航を開始して以来、本年6月12日までの1年間（366日）で総出動件数は645件、一日当たりで1.76件。</p> <p>これを、平成23年度通年運航した全国の26機の実績と比較すると、一日当たり全国は1.26件で、本県はこれを大きく上回る、5番目に多い出動件数。</p> <p>現場救急と転院搬送の別で見ると、現場救急は0.87件（全国は0.92件）でほぼ全国並みだが、転院搬送は0.84件（全国0.22件）で全国の4倍。</p> <p>本県の厳しい医療情勢を反映したものと考えられる。転院搬送を中心によく活用してもらっていると認識。</p>	回答のとおり	医療政策課
23	06益田	02_地域医療対策	01_医療提供体制	ドクターヘリの夜間運航等について	ドクターヘリについて、夜間は不可、時間的制約はないか、	<p>ドクターヘリについては、航空局の許可（航空運送事業）を受けた民間事業者が運航するものであるが、夜間にドクヘリを運航する事業者は現在いない状況。</p> <p>夜間については、転院搬送に限定することになるが、従来から防災ヘリによる緊急対応として転院搬送を行っている。</p> <p>安全確保のため離発着場所が限られるが、出雲空港、県立中央病院、松江日赤、隠岐空港、石見空港及び下府川河川ステーションからの離発着で運航。</p> <p>ただし、有視界飛行のため、障害物の無い海岸線沿いとなることや、航路上に雲が無いことなど、経路の安全確保が第一となる。事故があってはならない。</p>	回答のとおり	医療政策課
24	06益田	02_地域医療対策	01_医療提供体制	屋上ヘリポートの危険性について	屋上のヘリポート等危険性ないか。	<p>航空法に基づく許可等の手続きの上で設置され、ヘリのパイロットも現地訓練の上で利用している。</p> <p>設置者・運航者等関係者一同が安全確保を徹底していく。</p> <p>なお、屋上を含む、敷地内ヘリポートは、迅速な急患受入に繋がることから、極めて効果的と認識。</p> <p>地域医療再生基金を使って整備を促進している。</p>	回答のとおり	医療政策課
25	06益田	02_地域医療対策	01_医療提供体制	益田圏域への医師の配置について	益田圏域に脳神経外科医と麻酔科医をこの圏域に是非とも配置された。いま、網渡りの対応がなされている。	<p>県全体で外科、麻酔科など一部の専門診療科の医師不足が深刻化。</p> <p>奨学金制度やしまね地域医療支援センターの取り組みで不足診療科への誘導を行っているところ。</p> <p>一方で、医療サービスの低下を最小限に食いとめる方策として、病院間での連携による病病連携や圏域内での病院と診療所の連携による病診連携などの取り組みを今まで以上に進めていくことが必要。</p> <p>今の医師不足は、国全体の制度の問題でもあり、地方の取り組みには限界。国に対して、医師養成体制や大学におけるへき地医療支援の充実を強く要望している。</p> <p>一方で、医師・看護師等の医療従事者にとって魅力ある地域、勤めたくくなるような病院づくりが大事。</p> <p>今後はこれまで以上に県、市町村、大学、医療機関など各関係機関が連携をした積極的な地域医療支援を、地域住民と一緒にあってさらに強力で推進する必要がある。</p>	<p>特定診療科奨学金の貸与実績（H24年度） … 4人</p> <p>国に対し要望済み</p> <p>H25.3月にしまね地域医療支援センターを一般社団法人化し、地域医療を担う若手医師への支援体制を強化する予定。</p>	医療政策課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
26	06益田	02_地域医療対策	01_医療提供体制	初期臨床研修医の益田への誘導について	初期臨床研修制度について。平成16年に1名あり、今年初めて2名の初任者研修が益田に来たが、2名しかこの地域には初任者研修が来ていない。もう少しがんばっていただきたい。	この初期臨床研修制度は、基本的な診療能力の習得と医師としての人格を涵養することを目的としており、内科、救急、地域医療などをはじめ、医師として幅広い診療能力を身につけることが出来る点などの基本的な考え方は評価できる。 一方で、この制度においては研修病院が研修医を公募し、これに対して研修医が研修病院を自由に選択できる、いわゆるマッチング方式が採用されたことにより、都市部の大規模病院を選択する医師がふえ、大学医学部に残り初期研修を行う医師が減少し、いわゆる医局制度による地域の医療機関に医師を派遣する力が弱まったのも事実。 県では、平成12年度から県立病院医師による地域の公立医療機関などへの代診医派遣制度、平成14年度からの地域医療に貢献する医師を養成するために医学生向け奨学金制度や県外医師を中心とした医療従事者の登録制度である赤ひげバンクなど医師を呼ぶ、医師を育てる、医師を助けるという3つの柱で全国に先駆けて早くから様々な取り組みを推進してきた。	H25.3月にしまね地域医療支援センターを一般社団法人化し、地域医療を担う若手医師への支援体制を強化する予定。支援センターでは、研修医の確保に向けた取組についても、積極的に行っていく。	医療政策課
27	06益田	02_地域医療対策	01_医療提供体制	医師確保に係る大学地域枠推薦入学制度の効果について	地域推薦入学制度など…いつ頃から効果が出るか。	県の奨学金の貸与を受けた学生や島根大学地域枠推薦入学の学生が近年、徐々に医師となっている。本年4月には、約60名が県内で研修や勤務をしている。これからも毎年20名を超える医師が誕生してくる。 この4月には、地域枠入学1期生が4名医師となったところ。県としては、これらの医師が県内に定着してもらえよう、島根に軸足を置いて、大学や都市部の病院、地域の医療機関などをローテーションしながらキャリアアップできるよう、島根大学と島根県に「しまね地域医療支援センター」を設置して、積極的な支援をしていく。 ただ、実際に地域の医療機関に勤務してもらうためには、もう数年かかると思われる。	H25.3月にしまね地域医療支援センターを一般社団法人化し、地域医療を担う若手医師への支援体制を強化する予定。	医療政策課
28	06益田	02_地域医療対策	01_医療提供体制	総合医について	総合医（家庭医）の上に専門医が生ずるのではないか。	総合医には2通りある。1つは、専門を持ちながら、総合的な診療を行う医師、もう1つは総合的な診療を専門とする医師。 これからは、複数の疾患を抱える高齢者や医師不足に対応するため、幅広い診療能力を持つ「総合診療医」を専門とする医師の養成が必要。地域医療支援センターにおいても、総合医の育成を図っていく。 同時に、1次、2次、3次医療機関の役割分担と連携が必要であり、とりわけ医師においてもかかりつけ医から臓器別専門医まで地域の医療ニーズに沿った医師の育成が望まれていると考える。	国の「専門医の在り方検討会」報告書（素案）では、総合的な診療能力を有する医師を「総合診療医」、その専門医として「総合診療専門医」の養成が必要とされており、養成の仕組みづくりが検討されている。県としても、大学における研修環境の充実等国に対して継続して要望していく。 H25.3月にしまね地域医療支援センターを一般社団法人化し、地域医療を担う若手医師への支援体制を強化する予定。	医療政策課
29	06益田	02_地域医療対策	01_医療提供体制	益田圏域での医療の充実について	益田圏域では、医療（特に産婦人科、精神課）の充実は、切実な課題と思っている。	県としては、それらの医師不足が深刻化する特定の診療科を希望する学生を対象にした奨学金制度などを設けている。それらの奨学金の貸与を受けた学生や島根大学地域枠推薦入学の学生が近年、徐々に医師となっており、そのうち約60名が県内で研修や勤務をしている。 これからも毎年20名を超える医師が誕生してくる。 県としては、これらの医師が県内に定着してもらえよう、しまねを軸足にして、大学や都市部の病院、地域の医療機関などをローテーションしながらキャリアアップできるよう島根大学と島根県に「しまね地域医療支援センター」を設置して、不足診療科への誘導も含めて積極的な支援をしていく。	H25.3月にしまね地域医療支援センターを一般社団法人化し、地域医療を担う若手医師への支援体制を強化する予定。	医療政策課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
30	06益田	02_地域医療対策	01_医療提供体制	在宅医療充実に向けた条例制定について	厚生労働省の方針は、在宅への舵を切っている今、患者本人は在宅死を願っているが、家族はダメ、地域も受け入れ体制すら出来ていない。病院を出て終の棲家をどこにするか。家、施設等いろいろあるが、それを選択できる、本人が死にたい場所で住めるような社会でないといけない。 「在宅医療充実条例」の制定。（全国初） 「がん対策推進条例」はその礎となり全国1の地位を作った。それにならって在宅医療の充実に向けた条例を作り、起爆剤にして計画を作るということになれば進化は早くなるのではないかと思う。	在宅医療充実のための条例制定について、在宅医療の充実のためには、まずは、地域住民と医療提供者との間での意見のすり合わせが大切であると考え。全国各地で住民が主体となった地域医療を守る活動が取り組まれ、住民と医療提供者との「共感」により活動が展開されており、これを行政や関係団体が支援するという形となっている。 行政としても こうした活動に対しできる限りの支援は行っていきたいと考えている。 条例そのものに反対するものではないが、その性格から行政提案による押し付けにはならず、住民発議等によることが適当ではないか考える。	「在宅医療充実条例」の制定については、行政提案による押し付けにはならず、住民発議等によることが適当であると考えます。	医療政策課
31	06益田	02_地域医療対策	01_医療提供体制	在宅医療、介護充実に向けた県の指導方針について	在宅医療、介護の充実について、県の指導方針を聞きたい。	県では、今年度、保健・医療の基本的な指針としての性格をもつ「県保健医療計画」を改定することとしており、「全県編」及び「各二次医療圏編」のそれぞれについて、関係者の意見を聞きながら改定作業をすすめ、「在宅医療」に係る医療連携体制について、大幅に見直すこととしている。 益田圏域についても、「在宅医療」に関する現状と課題を整理し、今後の取り組みの方向性について圏域の関係者で意見を出し合い、計画にまとめることにより今後の方針を出すこととしている。 今後、益田圏域においても保健所を中心に検討をすすめるので、在宅医療についても意見・提案をいただければと思っている。	平成25年度末までに改定する予定の「県保健医療計画」の中で、在宅医療に関し【施策の方向】を記載することとしており、その内容でもって在宅医療の充実についての方針を示すこととしています。	医療政策課
32	06益田	02_地域医療対策	01_医療提供体制	周産期医療、二次救急医療体制の充実に向けた県の取り組みについて	分娩制限は解除されたものの、里帰り分娩の再開には至っていない。 市としても、地域医療を守るために様々な取り組みを実施しているが、引き続き住民生活に密着した周産期医療並びに二次救急医療体制の充実に向けて県としても最大の配慮をお願いしたい。	医師の確保については、引き続き県外からの医師の招聘に努めていく。 県としては、「しまね地域医療支援センター」において、これらの医師に県内で安心して勤務してもらえるよう積極的な支援をしていく。そして、不足診療科や不足する地域での勤務への誘導にも努めていく。 また、看護職員の確保については、「地域医療再生計画」に基づき、対策を強化し、「県内養成機関への入学の促進」、「県内就業の促進」、「離職防止」、「再就業の促進」の4つの観点での取り組みを行っている。 周産期医療の充実策として、特定診療科医師緊急養成奨学金制度や、助産師を対象にした修学資金制度を設けるなど、医療従事者の養成、確保に努めている。 救急医療を含め、二次医療圏内で不足する医療機能については、圏域の枠組みを越えて相互補完していくことが必要であり、県としては、圏域を超えた連携の調整などを行っているほか、ドクターヘリの運航（H23.6月～）や医療機関の全県ITネットワークの構築（H25.1月全面運用開始予定）などを進めているところである。 関係医療機関、関係市町の意見も聞きながら、医療機関連携の強化を図っていきたい。	特定診療科奨学金の貸与実績（H24年度） … 4人 国に対し要望済み H25.3月にしまね地域医療支援センターを一般社団法人化し、地域医療を担う若手医師への支援体制を強化する予定。	医療政策課
33	01松江	02_地域医療対策	02_医療従事者	新生児蘇生法講習会の開催について	助産師会では、平成27年度までに分娩を取り扱う助産師全員が新生児蘇生法のライセンスを取るようという目標を掲げているが、県内施設勤務助産師の未受講者もいる。 これは、一人のインストラクターに対し8人～10人しか受講できないという実習のため。 安全な分娩をする為にも県の支援を望む。	島根県においても安心安全な、お産を推進するため「お産あんしんネットワーク事業」を実施し、医療従事者等を対象とした研修会（新生児蘇生法講習会等）を医療機関に委託し、年2回程度実施している。今後も受講状況を見ながら研修会の機会を確保するよう努めていく。助産師会におかれても、引き続き支援・協力を頂きたい。	H25当初予算に計上済み	健康推進課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
34	03出雲	02_地域医療対策	02_医療従事者	出雲圏域の医師不足について	<p>出雲圏域の医師不足について、一般市民は医師不足という島根県西部や隠岐の問題だと思っている。</p> <p>中央病院も大事だし、大きな病院はもちろん大事だけれども、家で何かあったときに往診して死亡診断書を書いてくれる医師が近くにいるかどうか、自分に緊急事態が発生した時、どうすればいいかというのを考えておく時期ではないかと思う。</p> <p>良いことも悪いことも含めて迅速に住民に公表して、住民は住民の立場で対策を考えるべきだと思う。</p>	<p>意見のとおり、地域医療の現状や県の取組などを住民の皆様に説明し、理解を得ていくことが重要。</p> <p>昨年度、医師不足が深刻化する中、きわめて厳しい県内の周産期医療の提供体制について、検討会において現状や今後の対策などについて協議し、HPなどで情報提供を行った。</p> <p>県はもとより、各医療機関、市町村、住民、そして大学がそれぞれの役割を果たし、一層の連携を図ることが重要であり、定期的に情報交換を行い、住民説明会やシンポジウムなどを通じて地域住民の方々に理解と協力が得られるよう取り組んでいきたい。</p>	<p>①「島根地域医療を守り育てる住民活動ワークショップ・連絡会」をしまね地域医療支援センター等の主催により平成24年10月20日（土）に開催</p> <p>②「地域医療崩壊防止に向けたフォーラム」を島根県医師会主催により平成25年1月13日（日）に開催</p>	医療政策課
35	04県央	02_地域医療対策	02_医療従事者	看護師確保について	<p>看護師を目指す看護学生の地元の病院への定着が難しいが、「地域推薦入学」し、出身地域に就職することを確約することで地元で就職している人も少しずつ増えているがもっと増えて欲しいと思う。</p> <p>看護協会とも連携した離職した看護師の支援などでも看護師の確保が出来ると良い。</p>	<p>離職した看護師の復職支援について、県が看護協会にナースセンター事業として委託して実施しているほか、病院が取り組む復職研修事業に対し、県が再生基金により支援している。</p> <p>医師や看護師などの定着には、魅力ある地域づくり・病院づくりが欠かせないものであり、圏域内の市町村におかれても、医療機関はもとより、地域住民一体となって引き続き取り組んでほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H25年度から離職した看護職員の就業相談体制の充実を図る予定。</li> <li>・H25年度から緊急雇用創出事業により潜在看護職員の復職を更に支援する予定。</li> </ul>	医療政策課
36	06益田	02_地域医療対策	02_医療従事者	看護師確保について	<p>看護師の養成や地元への定着に向け引き続きご尽力願いたい。</p> <p>再就労の促進のための支援、ナースバンク等の支援についても引き続き支部としても微力ながら努力しているので支援を頂きたい。</p> <p>また、看護職の処遇改善については、国に向けての要望等も続けて行っていただきたい。</p>	<p>全県的には大病院においても看護師の確保に苦慮しているという状況だが、地域医療を守るという点で言えば、中山間地域や離島及び県西部の病院における看護師の確保、養成は医療を守るために重要だと考えている。</p> <p>そこで、地域推薦枠を島根大学医学部、県立大学の看護学部、石見高等看護学院で設け養成している。</p> <p>また、県西部の病院の活動状況について、県立大の特別講義で話して貰い、県西部における看護師の活動を具体的に知って貰うことにより、一人でも多くの看護師が就職するきっかけになればと期待している。</p> <p>今後とも圏域の実情に応じた看護師の確保について地元の皆様と一緒に努力していきたいと思っているので、協力をお願いしたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師の養成や地元への定着について、引き続き島根大学等に地域推薦枠を設けて養成している。</li> <li>・再就業促進のための支援について、ナースセンター事業や、潜在看護師の復職に取り組む病院への支援を引き続き行っている。また、H25年度から緊急雇用創出事業により潜在看護職員の復職を更に支援する予定。</li> <li>・看護職員の処遇改善について、国に対し、重点要望等あらゆる機会を捉えて要望している。</li> </ul>	医療政策課
37	07隠岐	02_地域医療対策	02_医療従事者	隠岐地区における看護師人材確保について	<p>看護師人材確保について、知夫村の診療所では、H23年3月に看護師が定年退職する際、以前から看護師の募集を出したが応募がなく、ナース人材バンク（東京）に登録しH23年5月から採用できたが、24年3月に退職した。</p> <p>その間、ジャパンハート、海を超える看護団、県看護協会にお願いしたが、採用せず、結局、個人的に知り合いに交渉し、県内出身者を本年4月1日で採用することができ、やっと診療所の運営が成り立っているという状況。</p> <p>運よく個人的に交渉して採用できたが、診療所自体が運営できない状態のところまできている。今後も村としても努力するが、引き続き看護師の確保をお願いしたい。</p>	<p>隠岐においては隠岐病院を含め看護人材確保に非常に苦慮されている状況は十分承知している。特に小さい病院、診療所等における看護師確保は全県的な課題のひとつ。訪問看護師の確保も重要な課題。</p> <p>県としては、看護協会と連携し、各地域での確保のための連絡員を置き、地域との情報共有・情報交換、現状把握に努め、アプローチすることが必要と考えている。</p> <p>また、今看護学科の看護師の研修、実習が大病院に限られ。大病院に就職するイメージしか持たない看護師が多くいることから、学生の時から地域の診療所や訪問看護、介護現場での看護のイメージを持てる場づくりができないか看護学科養成校と意見交換、相談している。</p> <p>両方の取り組みを進める中で、診療所や訪問看護、介護現場の看護師の人材確保に関して取り組んでいきたい。また、アイディアがあれば提案・意見を頂きたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隠岐地区における看護職員の求人・求職相談に対応するため、ナースセンターの就業相談員を配置する予定。</li> <li>・看護学生が地域の診療所等で看護体験ができる場を持ってないか、看護師養成所等と意見交換を行っている。</li> </ul>	医療政策課



No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
38	07隠岐	02_地域医療対策	02_医療従事者	管理栄養士養成校の設置について	県内に管理栄養士養成校を設置する計画はないか。地元での進学志向が強まる昨今、県内で管理栄養士養成校を設置し、就業するニーズは高いと思う。	県内に管理栄養士の養成校が設置されるような情報は、今のところ聞いていない。また、県立大学短期大学の健康栄養学科を4年制にする計画も、現時点では無いとのこと。 将来的に各方面からのニーズが高まってくれば、養成校の設置や県立大学短期大学部健康栄養学科の4大化に向けた検討などが行われる可能性もあるかと思われる。 県立大学短期大学部健康栄養学科の4大化が動き出したときには、栄養士の人材育成のあり方なども考慮しながら、議論に参加していきたい	回答のとおり	健康推進課
39	01松江	02_地域医療対策	03_がん対策	がん検診啓発サポーターへの支援	私はがん検診啓発サポーターとして市町村・事業所等でがん体験や経験を活かして啓発活動を行っているが、その活動数はもっと伝えたいと思う気持ちにはほど遠い状況。 小さなサークル活動の場、お茶飲み会の場でも私たちは行って話をしたいと思っている。 私たちの活動が検診率アップにつながり、自分の健康は自分で守るという意識づけのきっかけになるのであればと思っている。 がん検診啓発サポーターの存在をもっと宣伝して活動の場を増やしていただきたい。	啓発サポーターの活動については、市町村・団体・企業からの要請に基づいて行っている状況。基本的には市町村が企画・実施する啓発イベントでの活動に協力頂くということが中心となっている。 提案のように、活動を広げていくためには小さな集会から始めていくのが非常に大事なことだと感じている。また、ロコミによる啓発は検診の受診者の増加にもつながると考えるので、市町村に対し活動の場を広げるように検討して貰う様伝える。 また、企業や団体からの要請については、事業所に出向く出前講座を行っており、その中で体験談などを語っていただいているが、回数が少ないことから、がん検診啓発協力事業所等に活動紹介を行い広げていきたい。 また、各種イベントや、フォーラムなどを通じてピアサポーターの存在や、活動内容のPRにも取り組みたい	市町村等への周知に努めていく	健康推進課
40	01松江	02_地域医療対策	03_がん対策	がん募金の成果、がんに関する意識調査結果について	がん募金配布の成果について…今後の対応 先般の「がんに関する意識調査」の分析、アクションプランについて	がん募金配布の成果について、今後、県のホームページに掲載する。 今後の対応については、引き続き、「がん専門医療従事者の養成」及び「がん対策普及・啓発」のために募金の活用をする。 「がんに関する県民意識調査」についてもホームページに掲載する。 アクションプランについては、既にホームページに掲載済み。	がん募金についてHPへ掲載済み	健康推進課 (がん対策推進室)
41	02雲南	02_地域医療対策	03_がん対策	がんサロンへの理解、協力について	自分の病気を知られたくないという土地柄、県民性なのか、なかなか一歩が踏み出せない方がたくさんいる。 一人で悩まないで、前向きになって…という思いでがんサロン開設している。 皆様の協力が頂ければと思っている。	がんサロンは、患者や家族の方が自由に訪れ、悩みや不安を話し合ったり、情報交換をされる場などとして利用されており、県としては、従来から県内のがんサロンについて県民へ情報提供を行っている。 がんサロンについて、市町村の広報などを通じてPRをされていると思うが、県でも、昨年9月に、県内全世帯に配布される県政広報誌「フォトしまね」に掲載し、活動内容などを紹介したところ。 県のホームページでは、県内の各がんサロンの活動内容などを随時掲載しており、情報提供やがんサロン間の情報交換を実施している。 今後も引き続き、県のホームページやイベント等を通じて情報提供していく。	回答のとおり	健康推進課
42	02雲南	02_地域医療対策	03_がん対策	がん検診受診率向上について	がん検診の受診率がなかなか上がらない。 県も市町村もいろいろと取り組みをしているが、県民の意識がまだまだ他人事。自分になってみて初めてわかる事とは思いますが、それでは遅いと啓発サポーターは訴えている。 皆様の協力をいただければ、もっと広がりが見え、受診率向上につながるのではないかとと思っている。	受診率向上に向けて、各種検診機器の整備や無料クーポン券の配布、時間外の子宮がん検診の実施等にも取り組んできた。 この結果、がん検診の受診者数は徐々に伸びてはいるものの、がん対策推進計画に掲げた受診者数の目標には達していない。 今後も、引き続きがん検診の受診者増加に向けて、県、市町村、企業、検診機関、報道機関等と連携して取り組んでいく。	回答のとおり	健康推進課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
43	02雲南	02_地域医療対策	03_がん対策	がん検診の精度について	がん検診の受診の効用について、内視鏡を使ってポリープが判った。現在の検診の方法で精度はどうか。	<p>要精査にはなったが、結果的には病気はなく良かったと思うのと同時に、こんなに心配しなくてもということもあるかもしれないが、異常なしの方でもがんが出る可能性があり、自覚症状があれば、検診で異常がなくても検査を受ける必要がある。何の検査でも検診でも一緒だが、自覚症状などなく、検診で陰性であれば心配ないが、絶対ということは検診ではないので、頭においていただきたい。検診で大丈夫だったからちょっと具合が悪くても大丈夫ということにはならないので、具合の悪い時には検査を受けられたい。</p> <p>がん検診には、「対策型検診」（検診の効果が行政的に勧める検診）が五つ（大腸がん、胃がん検診、子宮がん、乳がん、肺がん）あり、大腸がんで言えば便の潜血反応検査といった「対策型検診」による検査以外のものは行政が実施するのは推奨されていない。</p> <p>一方で、「任意型検診」（個人症状がある、家族でがんが多発する人等の検診）は、例えば前立腺がんのPSA検査等は、政策として認められていないが、個人個人については医師が勧めている検診がある。</p> <p>検診であれば、すべてみんなが一緒にやったら効果があるというものばかりではないところもある。そうした説明を広くしていかないといけないと思っている。</p>	回答のとおり	健康推進課
44	05浜田	02_地域医療対策	03_がん対策	がん対策募金の活用方法について	<p>平成19年から平成22年にがん対策募金が実施され、県内の企業、県民の方、県外の企業の方から総額で6億6,900万円が集まり、各拠点病院などに高度医療機器が整備された。</p> <p>平成22年4月からはがん対策の各種啓発活動・支援活動のためのがん対策募金という名前は同じだけれども、使うところはまったく違うものが行われている。</p> <p>がん患者としては、がん啓発も大切だがもう少し医療水準を高めるなどしてほしいと思っているところ。変更はできないか。</p> <p>啓発活動にそんなにお金がかかるのかなと思う。</p>	<p>平成19年7月から平成22年3月までがん医療の向上に必要な機器等の早期整備にあてることを目的として募金活動を開催し、5億6,950万円の募金が集まり、5億1,000万円を使い拠点病院などで医療機器の整備した。残金は、がん対策募金という形で基金を積み、平成24年3月31日現在、約3,600万強の残りがあり、毎年各医療機関等に照会、募集をかけ、医療水準の向上にあてさせていただいている。</p> <p>また、平成22年4月からがん対策、普及啓発に充てるため新がん対策募金を県内各地で取り組ませて頂いており、今年の7月の段階で約1,000万円集まっている。</p> <p>普及・啓発活動以外の活用については、今後検討していく必要があると思っている。</p>	回答のとおり	健康推進課 (がん対策推進室)
45	06益田	02_地域医療対策	03_がん対策	緩和ケア研修会への開業医の参加について	<p>医療者側の緩和ケア研修会へ、緩和ケアネットワーク会議参加メンバーの未参加が多い。益田圏域で開業医が参加した実績は12名。在宅医療をやっていくためには開業医と一緒に動いていただかないと認めていただけない。これでは本当の在宅医療は出来ない。在宅というのは全国を見るとうまくいっているところはチームを組んでいる。在宅はどんなふうにしてこなしているのかを、患者を含めて見て、どういう位置づけを作っていくといいのかを進めていかないといけないと思う。</p>	<p>当該研修会の参加実績については、平成23年度末時点で、403名の医師が参加されているところであるが、その割合を見ると、勤務医の割合が多く、開業医の皆様方の参加が少ないのが現状であり、指摘にもあるとおり、在宅医療、地域医療を担う開業医の医師の参加を促していくことが今後の課題である認識している。</p> <p>今後は、県医師会等と連携して、開業医の皆様に対してより一層参加を促していくこととしている。</p>	緩和ケア研修委員会を開催し、県医師会等への働きかけを行った。今後、具体的な対応策を検討していく予定である。	健康推進課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
46	01松江	02_地域医療対策	04_その他	患者の相談先について	<p>がん患者に限らず、病気治療を継続する中で、経済的問題を抱えることは珍しくない。問題はそんな時どうすれば良いか、どこに相談すれば良いか、解らないで悩んでいること。</p> <p>がん相談員やMSWの存在があまりにも知られていない。医療関係施設に限らず、県庁、市町村、保健所など、掲示内容や掲示方法などもう少し具体的に解りやすく工夫して頂きたい。</p>	<p>(医療政策課) 患者やその家族の方からの相談内容は、皆それぞれ異なり、当然、その内容によって、適切な相談窓口も異なってくる。 意見にあった医療に関しては、県医療政策課内の医療安全相談窓口、各保健所内の医療相談窓口、各医療機関の相談室などに相談いただければ、内容によって直接回答できなくても、より適切な相談窓口を紹介できるよう、連携体制を整えている。 また、医療に関するものだけでなく、国・県・市町村・各種団体等が各種の相談窓口を設けており、各窓口間では横の連携体制もとっている。各市町村では、住民の多様な悩みに対応できるよう、何でも相談できる窓口（例：松江市民生活相談課うかがいます係など）を設置している。近くの相談窓口に、声をかけていただきたい。 なお、相談窓口のPR内容・方法等については、随時見直しを行っていく。</p> <p>(健康推進課：がん対策推進室) 県内6か所のがん診療連携拠点病院等に設置されている「がん相談支援センター」では、がんに関する様々な疑問や悩みに、専門の「がん相談員」が対応している。 意見のとおり、がん相談支援センター及びがん相談員の認知度が低いことについては以前からの課題となっている。 昨年度、がん相談支援センターのチラシを県内の医療機関や市町村に配布するとともに、県政広報誌「フォトしまね」に紹介記事を掲載するなどPRに努めたところであるが、依然認知度は低い状況。 がん相談支援センターを県民に知ってもらうことが先決であると考えており、9月の「がん征圧月間」における普及啓発活動の一環として、がん相談員と協力して、がん相談支援センターのPR活動を実施することとしている。今後も、様々な機会を活用して、がん相談支援センターのPRに努めていきたい</p>	9月のがん征圧月間で、がん相談支援センターのPRを実施。今後も引き続き周知に努める。	医療政策課  健康推進課 (がん対策推進室)
47	02雲南	02_地域医療対策	04_その他	災害時の医療体制の計画及び訓練について	<p>東北地震や阪神の震災等でボランティアとして行ったが、今、薬剤師会ではそういうときの災害時、もちろん薬の関係があるが、どういう協力をしていけばいいのかという施策をいろいろ考えている。 防災訓練は聞くが、災害時の医療訓練というのはあまり見たことがない。 災害時の医療体制の計画及び訓練について計画及び訓練予定等はあるのか。</p>	<p>訓練については、島根県地域防災計画に基づいて毎年度実施しており、今年度は11月4日に浜田市を会場に総合防災訓練が予定されている。医療担当部局としても、災害拠点病院やDMATなど関係者の協力を得て、訓練実施していく予定である。 こうした総合訓練のほか、DMATの実働訓練を行うとともに、災害拠点病院毎に訓練が行われている。 今年度から、災害拠点病院や医師会、薬剤師会などの医療関係団体や消防、県等で構成する災害医療関係機関連絡会議を立ち上げたところ 関係機関・団体の情報交換などを通じて、相互の体制確認や訓練計画等の共有などを行いながら一層の連携強化を図り、災害時における迅速な体制構築を図りたいと考えている。</p>	回答のとおり	医療政策課
48	04県央	02_地域医療対策	04_その他	入院期間・診療報酬について	<p>入院時における診療報酬は、4月に改定されたが、なぜ2週間以内又は3週間すると退院を余儀なくされるのか。 診療報酬は、入院直後は高いけれど、日数が長くなると低くなるので、病院は赤字になる為だけで退院を早められるのか</p>	<p>各医療機関では、入院中の患者に対しては、ドクターが医学的見地から必要な治療を加えているものであるが、その後の対応として、患者本人や家族の考え、必要な医療や介護の度合いを踏まえながら、病院内の相談窓口（地域医療連携室など）が相談に乗って、適切な医療機関等を紹介されていると認識している。</p>	回答のとおり	医療政策課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
49	03出雲	03_地域 保健対策	01_がん 検診・ワ クチン	職場検診 への肝炎 ウイルス 検査導入 に係るプ ライバ シーの保 護につい て	職場検診に肝炎ウイルス検査を組み込む事に関して要望を出したが、「プライバシーの保護や検査頻度などについて課題が有り、現時点では困難」という回答だった。 プライバシーの保護という意味合いが不明なので説明願いたい。	昨年7月、厚生労働省から事業主団体あてに文書通知しており、その中で、事業主団体に対して働きながら適切な肝炎治療を受けることができる職場環境作りを要請しており、さらに、「本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることがないように、プライバシー保護に十分配慮すること」を併せて記載して要請しているところ。	回答のとおり	薬事衛生課
50	03出雲	03_地域 保健対策	01_がん 検診・ワ クチン	職場検診 への肝炎 ウイルス 検査導入 の国への 要望につ いて	昨年同様、肝炎ウイルス感染者の早期発見、早期治療の開始には職場検診に肝炎ウイルス検査を組み込むことが必要だと考える。 ぜひ関係者と協議の上国に要望を出されたい。	職場検診を進めていくためには、事業主と受診者の間で検診に対する理解を深めることが大切なことと考えている。 事業団体が参加している「島根県地域・職域連携健康づくり推進協議会」を通じ、検査を受けやすい環境作りや職場検診の推進を働きかけている。	回答のとおり	薬事衛生課
51	03出雲	03_地域 保健対策	01_がん 検診・ワ クチン	肝炎検査 の出張検 診等の実 施につい て	出雲市内で特に感染率の高い地区では、住民がもれなく肝炎ウイルス検査を受けていただくように、県として出張検診、出前検診のようなものを行っていただくようお願いしたい。	出張型検診の取り組みとしては、島根大学医学附属病院が行っている「市民公開講座」にあわせて、昨年度から、出雲保健所が病院と協力し、検診（ウイルス検査）を行っている。今年も出雲市内で行う予定。 本県の検診（ウイルス検査）の基本的な考え方としては、現在、各保健所と県が委託した医療機関では無料でウイルス検査を行っており、この検査を県民が一層を受けやすい環境とするために、今年度を通して医療機関の数を増やしていくように作業を進めている。	・肝炎ウイルス無料検査機関を大幅に拡充した。（24医療機関→167医療機関）	薬事衛生課
52	03出雲	03_地域 保健対策	01_がん 検診・ワ クチン	肝炎検査 の無料化 について	全ての県民が肝炎ウイルス検査を受けられるように、検査費用の無料化及び広報の強化を進めていただきたい。	広報については、引く続き強化するよう努める。 具体的なことについては、「島根県肝臓友の会」を始め、関係機関の参加をいただいている「島根県肝炎対策協議会」において協議していただき、肝炎対策を進める。	県が行う検査は無料で実施している。 引き続き、広報の強化に努める。	薬事衛生課
53	03出雲	03_地域 保健対策	01_がん 検診・ワ クチン	インター フェロン 少量長期 治療の医 療費助成 について	肝炎患者の高齢化、重篤化により、肝がん抑制が必要な患者が多くいる。 それに対して効果の大きいインターフェロンの少量長期治療を医療費助成の対象にして欲しい。	平成20年度より肝炎治療医療費助成事業が開始され、その後、治療内容や助成期間、または自己負担限度額の引き下げなど、年々制度が拡充されてきている。この制度の内容については、厚生労働省における肝炎対策推進協議会などで検討されており、発がん抑制目的のインターフェロン少量長期投与についても議論がなされているが、現時点では、薬事承認の適用外であることから、助成対象とはなっていない。 県としては、まず、薬事法上の取り扱いがどうなるかを見守り、医療費助成の対象となるか否かは、その後の議論となると思っている。	回答のとおり	健康推進課
54	03出雲	03_地域 保健対策	01_がん 検診・ワ クチン	医療費助 成の拡充 の国への 働きかけ について	ウイルス性肝炎はほとんど医原病であり、治療費は本来国が負担すべきと考えている。是非、医療費助成の拡充を国に働きかけていただきたい。	医療費助成の拡充については、国が責任を持って検討されるべきものであるが、県としても、機会があるごとに働きかけを行っていきたい。	他の都道府県とも歩調を合わせた国に対する働きかけについて調整中。	健康推進課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
55	03出雲	03_地域保健対策	01_がん検診・ワクチン	医療費助成制度の医療機関への周知について	インターフェロンや核酸アナログ療法が医療費助成制度の対象となるのに、助成を受けていないという患者もいるので、医療機関に制度の周知をして欲しい	肝炎治療医療被助成事業受託医療機関については、制度を承知しているが、その他の医療機関については、書面による周知を図る。	肝炎治療医療被助成事業受託医療機関以外の医療機関に対し、書面による周知を図った。	健康推進課
56	04県央	03_地域保健対策	01_がん検診・ワクチン	定期接種化されるワクチンに係る財源確保について	ワクチン（子宮頸がん、ヒブワクチン、小児肺炎球菌）の25年度無料化の方針について、費用を気にせず受けられる定期接種のワクチンが増えれば、住民にとっては接種を受けやすくなるが、財源が公費で、実施主体の市町村に負担が重くなる。 一方、このことは市町村の財政力による差が生じかねず、全国どこでも同じ条件で、安心して受けられるよう財源確保に努めていただきたい。	定期予防接種は、実費徴収が出来る制度となっているが、ほとんどの市町村において無料で実施されており、その費用は市町村が負担している。 本県としては、国民の健康は均しく保持されるべきという観点から、自治体の財政規模によってワクチン接種に不平等が生じることがあってはならないと考えており、従って、定期接種化されるワクチンについては、全国一律に予防接種が推進されるよう、国において全額財源措置すべきと考えており、全国衛生部長会等を通じて国へ要望しているところ。	・国に対し要望済み ・子宮頸がん等3ワクチンについては、平成25年度から予防接種法に基づく定期予防接種として実施されることとなった。 ・平成25年度から子宮頸がん等3ワクチンを含め、定期接種（一類疾病）の費用負担について、国の負担割合が9割と大幅に引き上げられることとなった。	薬事衛生課
57	06益田	03_地域保健対策	01_がん検診・ワクチン	定期予防接種化が見込まれるワクチンに係る財源措置について	定期予防接種化が見込まれる子宮頸がんワクチンやヒブ、小児肺炎球菌ワクチン接種に係る財源措置について、地方自治体の厳しい税制措置を踏まえ、十分な財源措置を講じるよう国に要請していただきたい。	予防接種の財源確保に関しては、益田圏域の問題というよりは、全県的、全国的な問題として今とらえられている。 これまで定期予防接種は、市町村の努力により無料で実施されてきた。また、3ワクチンをはじめ、定期予防接種は単価も高く、このまま市町村が無料で実施するには、あまりにも市町村の負担が大きいものと考えている。 定期接種化を進める上においては、安定期な財源が必要。現在、国において財源を含めた制度の検討が進められており、県としては、財源確保に向けて、あらゆる機会を通じ、国に対し要望していく。	・国に対し要望済み ・平成25年度から子宮頸がん等3ワクチンを含め、定期接種（一類疾病）の費用負担について、国の負担割合が9割と大幅に引き上げられることとなった。	薬事衛生課
58	07隠岐	03_地域保健対策	01_がん検診・ワクチン	前立腺がんに対する予防・検診について	がん予防対について、策様々な取り組みがなされているが、予防、検診の受診率UPも期待したい。女性特有の乳がん、子宮がん等力も入っているが、男性特有の前立腺がんに対する事はあまり耳にしない。 県の取り組み実態はどうか聞きたい。	国が死亡率低減効果があるとして推奨する対策型検診は、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんの検診であり、前立腺がんの検診が入っていないため、県としてはこれに特化した取り組みは行っていない。 がん検診の実施主体である市町村によっては、前立腺がん検診を実施しているところがあると認識している。 県としては、がん患者に対する適切な対応が出来るよう、医療従事者の中央研修派遣支援を行い資質の向上を図る等の対策を講じている。 腰痛などの何らかの自覚症状が出て受診された場合には、診察医による問診や検査、診断結果に基づいたアドバイスが行われ、チーム医療が叫ばれている昨今でもあることから、必要時には他の診療科との連携がとられるものと認識している。	回答のとおり	健康推進課
59	07隠岐	03_地域保健対策	01_がん検診・ワクチン	前立腺がんの検診指導について	前立腺がんは血液検査で結果が出れば、あと1日の精密検査でわかる。 前立腺がんは自分では分かりにくい病気で、気づいたときにはもう骨まで転移しているというのが多いが、早期に発見すれば恐ろしくない病気。 男性が人間ドックのオプションで選ぶ選ばないというところがあるかもしれないので、申し込み時に前立腺がんの検診を勧めるといった指導方法も考えて貰えれば、働き盛りの40代・50代、早い段階での前立腺がんを見つけることができるのではないかと思います。 その指導はお願いできないか。	国として認められている死亡率の低減効果があるとされているのが、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんの検診であり、県として同時にその他のがんについての検診の啓発や普及、医療機関や検診機関の場でのPRがどこまでできるかということはこれから検討したい。 がんには対策型の検診と任意型の検診があり、市町村で実施するがん検診については、死亡率の低下という効果ははっきりしているものに対して税金を投入しようという考え方で進めている。 前立腺がんに関しては、まだそこまでデータが揃っていないので、死亡率が低減する効果が今後の研究ではっきりすれば国から推奨する検診になる可能性はあると思う。	回答のとおり	健康推進課 医療政策課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
60	01松江	03_地域保健対策	02_難病対策	重症難病患者に係る一時入院支援事業の今後について	<p>一時入院支援事業については、昨年、「重症難病患者の一時入院を受け入れる際、委託医療機関が対象患者の容態に応じた受け入れ環境の整備にかかる費用として、看護師夜間帯一人役に相当する費用を助成するもの。県としては入院中のコミュニケーション支援については、その必要性を認め、将来的には有償ボランティアなどに、こうした助成金を活用していただきたいと考える」との回答があった。</p> <p>しかし現実には、私がレスパイトしている病院では1日当たりヘルパーを1時間、3000円分しか患者に確保しなかった。</p> <p>一方、申請者が患者であるにもかかわらず、病院側は説明を求めても一切説明を拒んだ。患者は病院収入の手段にされていると思える。これでは県民に対し説明責任を果たせない。難病医療連絡協議会長からはヘルパー事業所に直接支払うべきと話があった。</p> <p>今後の対応はどうか</p>	<p>レスパイト入院制度は平成21年4月より県が単独で事業をスタートし、その後、国が平成22年4月に事業化したもの。国の補助基準は14日/年であるが、本県では県単独で14日を追加して、28日/年の事業としている。</p> <p>この事業は、在宅重症難病患者の一時入院を受け入れる医療機関を支援し、一時入院をより行いやすくし、ひいては、在宅における安定的な療養生活の継続につなげることを目的に実施している。</p> <p>要綱上、本経費は対象患者の容態に応じた受入環境の整備にかかる費用に充当するものとしている。受け入れ病院の環境整備や負担軽減を行うことにより受け入れ病院の拡充を図ることとしている。</p> <p>まず、この事業を全県に広めることとしており、当面、浜田圏域は受け入れ病院がないため、受け入れ病院の依頼を行い、今後、受け入れ医療機関が充実した後、本日頂いた意見も参考として検討する。</p>	全県域において受け入れ医療機関の拡充を進めていく	健康推進課
61	01松江	03_地域保健対策	02_難病対策	重症難病患者に係る一時入院支援事業の入院対象期間について	<p>一時入院支援事業による入院期間は、家族の介護負担を考えると年間28日は少ないと思うが、日数を増やす考えはないか</p>	<p>レスパイト入院期間である28日は、全国に先駆けて県単独で実施している期間。国の基準は14日間。</p> <p>個々のケースによっては、28日間以上の事例もあるが、今後、稼働状況を見ながら事業を進めていく。</p>	利用状況を見ながら進めていく	健康推進課
62	01松江	03_地域保健対策	02_難病対策	たん吸引講習実績について	<p>介護者のたん吸引講習について、非特定の者、特定の者、胃ろうについて、地区別の実績を教えてください</p>	<p>介護職員のたん吸引等の研修については、基本的には、各施設や事業者は「登録研修機関」として研修を実施することが可能であり、多くの事業者が登録研修機関となるための支援として、研修の指導者の養成を行う必要がある。</p> <p>しかし、現段階では制度が始まったばかりで、研修を希望する介護職員が多数存在する中、登録研修機関がまだ少ないため、円滑な制度運用に向けて、県としても直接あるいは委託により研修を実施しているところである。</p>	<p>特定の者対象については、小規模の事業所が多いことから、登録研修機関における研修については課題が多いと認識している。そのため、H24年度においては、県直営により基本研修を実施し、その後の実地研修についても、訪問介護事業所と訪問看護事業所が連携して実施できる仕組みを構築した。H25年度についても同様に実施していく。</p>	高齢者福祉課
63	01松江	03_地域保健対策	02_難病対策	今後のたん吸引講習実施予定について	<p>非特定の者、特定の者、胃ろうについて、今後の地区別吸引講習の実施予定を教えてください</p>	<p>将来的には、多くの事業者が研修の実施主体となり、それぞれの地域で多くの研修機会が確保される体制が整うことが望ましいと考える。</p> <p>県としては、今後の地域ごとの実施体制などを踏まえて、どのような支援ができるか検討していく。</p>	<p>特定の者対象については、小規模の事業所が多いことから、登録研修機関における研修については課題が多いと認識している。そのため、H24年度においては、県直営により基本研修を実施し、その後の実地研修についても、訪問介護事業所と訪問看護事業所が連携して実施できる仕組みを構築した。H25年度についても同様に実施していく。</p>	高齢者福祉課
64	01松江	03_地域保健対策	02_難病対策	たん吸引実施可能な介護職員の養成への取組について	<p>痰の吸引については、実施できるヘルパーがいないと在宅療養は不可能。</p> <p>ニーズがないとよく聞くが、積極的に関係者に働きかけて各圏域で研修を実施していただきたい。それなくして難病患者の在宅療養は不可能。</p> <p>浜田圏域では痰吸引ができるヘルパーがいらないなどの理由から県外に流出した家族もいる。</p> <p>いつ誰が罹るか分からない難病であるので、住みよい島根を是非実現して欲しい。</p>	<p>在宅については、今年度から介護職員が実施できるようになり、まだ体制が十分に整っていないことは承知している。</p> <p>今後、看護協会の協力も得ながら、在宅でヘルパーが痰吸引を実施できる体制が早く整うよう県としても取り組んでいきたい</p>	<p>特定の者対象については、小規模の事業所が多いことから、登録研修機関における研修については課題が多いと認識している。そのため、H24年度においては、県直営により基本研修を実施し、その後の実地研修についても、訪問介護事業所と訪問看護事業所が連携して実施できる仕組みを構築した。H25年度についても同様に実施していく。</p>	高齢者福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
65	02雲南	03_地域保健対策	02_難病対策	団体への支援について	「ひまわりの会」は保健所の下にある地元の会で、松江、雲南、出雲、県央、浜田、益田、隠岐にあり、活動が非常に活発だが、県組織の会は総会をやっても30人ぐらいしか出られない。 保健所からも県のパーキンソンの患者会に手紙を出すなど協力をしてもらいたい。	現在19団体が県に登録頂いており、各地区の患者会があることも承知している。 意見を頂いた各患者会への情報提供は、現在のところ難病グループから連絡等取りあっているところであり、今後も引き続き緊密なかたちで連絡等をさせていただく考え。 こうした家族会、患者会や難病患者など苦勞されていることを理解しているつもりであり、今後も引き続き連携を取って協力していきたいと思っている	回答のとおり	健康推進課
66	02雲南	03_地域保健対策	02_難病対策	難病の現状について	難病自体の影が薄い気がする。 がんも大変な病気だが、がんは早期発見で治る。難病は早期発見するのがなかなか難しく、病原を学ぶために1年～3年かかる人もいる。そういう現状の中で明日は難病になるのはあなたかもしれない。 難病になって、なぜ私が難病になったのだろうというショックで立ち直りが遅い。 こういう会議に出て一步を踏み出して前向きにがんばりましょうということで話している。 そういう現状を皆さんに知ってもらいたい。(意見のみ)	意見として承る	意見として承る	健康推進課
67	02雲南	03_地域保健対策	02_難病対策	難病ボランティア養成について	内部障がいのため、見た目は何ともなさそうに見えるが、体が思うように動かない者が多い。病気の状態により、患者会活動ができるものもあれば、参加できない人もいる。 難病ボランティアを過去に育成していただいたが、引き続きボランティア養成をお願いしたい。	ボランティアの育成等について、これまでも様々な難病患者、友の会や家族会と議論しながら県で検討、支援をしている。 また難病情報センターと連携を深め今後とも対応していきたい。	回答のとおり	健康推進課
68	02雲南	03_地域保健対策	02_難病対策	難病患者に対する災害時の医薬品等の支援について	災害時の医療体制等の確保について、難病患者は1日たりとも薬を切ることができない。ほかにも人工呼吸器とか、酸素とか、一時も離すことができない人たちが難病患者。 そういうところと一緒に考えていただきたい。	危機管理の点について、各難病の疾患、種類により一人一人異なっていることもあり、一律に公の機関等で物品をまとめて備蓄するというのは難しい。 適切な医薬品や医療機器の物品管理等については、かかりつけのドクターや保健所に個別に相談をいただきたい。	適切な医薬品や医療機器の物品管理等についてはかかりつけの医師等に個別に相談して頂きたい	健康推進課
69	02雲南	03_地域保健対策	02_難病対策	難病患者家族会後継者育成への支援について	膠原病友の会は平成8年に発足し、来年が15周年。設立当初の役員がそのままであり、なかなか後継者の育成ということができない。 患者を勧誘することはできても、その患者がどこにいる分らない。 後継者をしっかりと育成していきたいと思っているので、支援をお願いしたい。	家族会の後継者の育成等の実施について難しい問題であるが、こうした様々な相談に対し、県の健康推進課、各保健所で対応していきたいと思うので、個別に相談いただきたい。	特定疾患受給者証の更新時期等に合わせ患者会の情報を提供することとしている	健康推進課
70	05浜田	03_地域保健対策	02_難病対策	難病患者のための高度、総合的な医療の受診機会について	二分脊椎症について、高度、総合的な医療機関が近くにない為に、遠方、県外へ出向いて行かざるをえない現状がある事を理解して頂きたい。	県では、県内医療機関での治療が困難な疾患のため、県外医療機関で手術のため入院せざるを得ない場合、ご家庭の経済的負担の軽減を図るため、「障害児医療支援事業」により、交通費等助成・滞在資金貸付という2種類の助成制度によって支援を行っている	回答のとおり	健康推進課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
71	06益田	03_地域保健対策	02_難病対策	難病患者の職業訓練に係る高等技術校への推薦制度について	<p>昨年の公聴会の際に、難病患者の職業訓練についての質問をした際、西部高等技術校で障がい者枠での受講も可能で有り、ハローワークで相談されたいという回答を得た。</p> <p>炎症性腸疾患の患者の場合、障がい者手帳も無く、通常の生活にもあまり支障をきたしていることは無いと思われるが、そういう場合でも、本当に障がい者枠で入れるのかを確認したい。</p> <p>また、その制度があることを患者に周知してもらいたい。</p>	<p>西部高等技術校では、全ての障がいについて手帳の有無に限らず対象としている。</p> <p>前期、後期各5か月間の訓練で、前・後期とも5名の受講枠であるが弾力的に運用されている。</p> <p>申請は、ハローワークに求職登録し、受講推薦又は受講指示を受けることとなるが、詳しくはハローワークに問い合わせ頂きたい。</p> <p>制度について、保健所等での申請時及び家族交流会等で周知するよう努める。</p>	引き続き周知に努める	健康推進課
72	06益田	03_地域保健対策	02_難病対策	難病に関する情報(医師、制度等)の提供体制について	<p>県内あるいは近隣にそれぞれの病気に対しての専門の医師がいる。又は赴任してきた、などの情報をまず患者に提供して欲しい。</p> <p>医師が不足しているのであればせめて情報を貰い、知らずに遠くの病院にかかる事がないようにしてもらいたい。</p> <p>難病患者に適応される様々な制度を患者が知らずに、不利益にならない様、広報などだけでなく、患者個人にあった情報を提供して欲しい。</p> <p>患者から質問される事だけでなく、例えば申請に行ったときなどに保健所の職員の方から教えて貰えるとよいのではないか。</p> <p>また、そういう体制をつくって欲しい。</p>	<p>難病の専門医療機関として県としては、難病拠点病院3か所と難病協力病院15か所を指定している。</p> <p>また、島根県医療情報システムの中に専門病院を含め病院で対応できる疾患や、治療内容について公開をしている。</p> <p>難病病院についても対応機関や機関の連携といった情報を示しているのこのシステムも活用頂きたい。</p> <p>今後、県としてはこうしたシステムの充実・普及啓発に努めていきたいと思っている。</p> <p>このほか、保健所で難病相談を受け付けており、こうした情報について提供できるので活用頂きたい。</p>	<p>難病拠点病院について引き続き周知に努める</p> <p>疾患毎の専門医師の異動について把握することは困難である</p>	健康推進課
73	06益田	03_地域保健対策	02_難病対策	難病の子どもへの通学に対する支援体制等について	<p>炎症性腸疾患の子どもが学校に通う場合、食事制限がある場合が有り、他の子どもと違う給食を食べることに対して、本人や両親が不安である。</p> <p>他の子どもから偏見や差別を受けないように、校長を含め学校の教諭に対して、病気についての勉強をし、理解して対応して貰いたい。</p> <p>また、体制や、相談できることを両親に伝え、安心できるようにして欲しい</p>	<p>(教育庁からの回答)</p> <p>学校においては健康上の問題のある児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、保健調査票の記載内容や保護者からの相談等により把握した情報をもとに、全教職員でこのような児童生徒に対する疾患の理解や人権教育の視点も含めた配慮事項の確認を行っている。</p> <p>また担任や養護教諭だけでなく、児童生徒にかかわる全ての教職員が日常のきめ細かい健康観察を通して心身の健康状態の把握に努めており、状況に応じて保護者や医療機関と連携を図りながら健康相談や保健指導が行える支援体制づくりに努めている。</p> <p>(健康福祉部)</p> <p>教育部局と連携して必要な対策を進めていきたい。</p>	(健康福祉部) 教育部局と連携して必要な対策を進める。	健康推進課
74	01松江	03_地域保健対策	03_肝炎対策	肝炎患者への県の支援について	<p>全国各地の地裁で行われている肝炎患者の和解は、ほんの一部であり、いわゆるカルテの無い患者は、裁判さえ受けることが出来ない。患者は高齢化が進み、年金生活者が大半。国の救済が出来ないのなら、地方公共団体が救済の方法を考えるべきであり、県は素早く患者の実態を調査把握し、医療費の無料化と生活支援を条例化し救済すべき。</p> <p>C型肝炎で今まで治療をしてきた。資金面、家族の犠牲にもして来た。今後、生活支援をされたい</p>	<p>肝炎訴訟については、昨年和解がなされ、その対象となるケースについては、和解内容に基づき国が責任を持って対処すべきものである。国においても、肝炎対策基本法に基づき策定された「肝炎対策の推進に関する基本的な指針(平成23年5月16日)」の中で、抗ウイルス療法に対する経済的支援に取り組み、その効果を検証していく必要を明記しており、国の動向を注視していきたい</p> <p>肝炎訴訟に関しては、カルテがない患者に対しても、血液製剤が使用された客観的事実が証明できれば、救済申請できると聞いている。詳しいことは弁護団の方に相談されたい</p> <p>肝炎患者やその家族からの治療方法や医療費助成、日常生活の注意点などの相談については、県内各保健所や島根大学に肝疾患相談センターがあり利用の啓発をしている</p> <p>一般的な生活支援については、他の疾病で苦しんでいる方や障害のある方も、生活支援を受けたいと思われており、全ての方に生活支援するのは困難であり、生活支援については、国の生活支援制度の中で考えていくべきものと思っている</p> <p>肝炎ウイルス無料検査機関の拡充については、肝炎対策協議会の中で協議していただき、現在、大幅に検査機関を増やすよう、医師会を通じて進めているところ</p>	<p>・C型肝炎特別措置法に基づく給付金の請求期限が5年間延長された。(H30.1.15まで延長)</p> <p>・肝炎ウイルス無料検査機関を大幅に拡充した。(24医療機関→167医療機関)</p>	健康推進課 薬事衛生課



No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
75	01松江	03_地域保健対策	03_肝炎対策	肝炎ウイルス性がんの検診広報について	5大がんについてはがん検診を受けるようにPRされているが、肝炎ウイルス性がんはされていないので広報されたい	肝炎に係る検診について普及・啓発について努めていきたい	回答のとおり	健康推進課
76	01松江	03_地域保健対策	03_肝炎対策	肝硬変の難病指定について	肝硬変について、難病指定をしてもらいたい 国へ県から申し出てもらいたい	がんや肝硬変の難病指定については国の制度であり、可能かどうか国の動向も含めて考えていきたい	回答のとおり	健康推進課
77	03出雲	03_地域保健対策	05_食の安全安心	食の安全安心についての講演	農政局に講演をしていただいていたが、出雲事務所が浜田に集約され、希望してすぐの対応が困難になった。 食の安全・安心について講演などしていただけないか。	(健康推進課) 食の安全・安心については、健康福祉部だけでなく他の部署でも担当しているところだが、食育や食中毒防止など内容によっては、対応が可能であるので、出雲保健所に相談いただきたい。 食育については、昨年度末に島根県食育推進計画第二次計画を策定し、食育の推進に関する施策を一層総合的かつ計画的に推進することとした。併せて、普及啓発活動として、料理コンクールの開催や食育推進シンポジウムの開催、啓発用パンフレットの作成や各種食育活動への協力・支援を行っているところ  (薬事衛生課) 食の安全は、生産から消費まで各ステージで安全なり安心なりが保たれていることが大事。 我々は主に流通・加工の段階の監視・指導を行い、食品事故の防止に取り組んでいる。 農林部局では農薬の適正使用や、使用した農薬の管理・記帳等により食品の安全対策をしているところ。 食品の安全対策については農政局だけではなく、県の薬事衛生課、保健所の衛生指導が流通のところ、生産のところは農林水産部の方が対応しており、各種出前教室なども企画している。何かあれば県の方にも相談されたい	(薬事衛生課) 当日回答のとおり  (健康推進課) 食品の安全対策については農政局だけではなく、県の薬事衛生課、保健所の衛生指導が流通のところ、生産のところは農林水産部の方が対応しており、各種出前教室なども企画している。何かあれば県の方にも相談されたい	健康推進課 薬事衛生課
78	01松江	03_地域保健対策	06_その他	性の健康教育について	10代の妊娠は減少していない。 本会では平成11年より24時間対応の電話相談を実施し、今年度からは「思春期専門相談事業」として支援を頂いている。平成14年からは性教育出前講座を始め、昨年は102回実施。出雲地区が60回(67%)で最も多く、松江地区は5回だった。本会だけが性教育をやっているわけではなく、いろいろなどころの取り組みが重要だと思っており、この取組を紹介いただき、いのちの大切さを伝える出前講座が松江圏域でも展開できることを望む。	島根県の10代の人工妊娠中絶実施率は全国平均を下回って推移していたが、近年微増傾向にあり、全国平均と並んだ。望まない妊娠及び性感染症予防のために思春期における性教育は重要であり、松江保健所管内等での周知に努める。	引き続き周知していく	健康推進課
79	07隠岐	03_地域保健対策	06_その他	医療費のお知らせについて	「医療費のお知らせ」が町民課国保年金係から届けられ、医療費の総額を記載、通知されているが、目的が理解できにくい。 医療費の抑制策ではないか。	保険料を負担している被保険者に対して、情報提供の一環として医療費通知を行っている。 この医療費通知は、医療費総額、医療機関、日数、受診者等を確認し医療費の実態や保険制度に対する理解を深めて貰い、医療費の適正化を図る手段として、大変大切なことと考えている。このため、各医療保険者が被保険者に対し、年に数回実施されているところ。 国においても、医療費適正化のためには被保険者に理解して貰うことが重要との考えから、市町村で運営する国保に対して医療費通知を行うよう要請しているところ。	回答のとおり	健康推進課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
80	02雲南	04_高齢者施策	01_介護保険制度	地域密着型サービスの利用者負担軽減について	<p>居宅介護支援について、利用者の在宅サービスをしているが、最近では同居や高齢者が高齢者の介護をしており、在宅生活の限界。施設への入所を考えていけないという現状。</p> <p>施設への入所であれば特養があるが、中山間地で施設も少なく、小規模多機能居宅介護やグループホームのサービスを考えていかなければならない。</p> <p>グループホーム等は、食費や居住費等の利用料が特養などに比べると高いという声を聞くことから、利用者負担軽減措置についての対応という部分ができれば聞かせて頂きたい。</p>	<p>認知症対応グループホームについては、市町村が実施する「地域支援事業」における任意事業として、今年度から家賃等助成事業が設けられた。市町村の判断で実施する事業であり、雲南圏域では雲南広域連合で介護保険は広域実施されており、そこで検討される。</p> <p>なお、制度改正が判明したのが年度末であったこともあり、今のところ県内での実施市町村は無い状況。</p> <p>（雲南市） 奥出雲町からも提起があり、広域連合でグループホームの経営のところを検討中</p>	H25において、出雲市と雲南市において取り組まれる予定。	高齢者福祉課
81	04県央	04_高齢者施策	01_介護保険制度	広域型特養の整備について	<p>特養の入所申込みは非常にまだ多いという現実の中で、今第5期の介護保険事業支援計画において、市町村事業である29床以下の特養、地域密着型を中心にしていくという形で書いてあるが、今後はこの広域型、大田市でも例えば松江の方でも利用できるような広域型の特養の新たな整備というのはもう考えられないのか。</p> <p>また、そういうものを市町村と併せて整備していくのか等の考えについて聞きたい。</p>	<p>この度の第5期介護保険事業支援計画策定の際に、県としてサービス量を推計するに当たっての取りまとめ方針を示し、住み慣れた地域で生活できるように、地域密着型のサービスの拡充を図るという方針を示している。</p> <p>地域密着型か広域型かということを含め、各サービスの供給量については各市町村、保険者で、ニーズ調査の結果を踏まえてサービス量の需要を見込んだ上で計画的に設定をされていると考えている。</p> <p>サービスを整備すると保険料等の負担に跳ね返ってくるということもあり、こうしたことも計画策定の際には、保険者で考慮されていると考えており、県としても、保険者の取り組みが着実に実行されるように支援していきたい。</p>	H25においても、計画的な施設整備を進めていく。	高齢者福祉課
82	04県央	04_高齢者施策	01_介護保険制度	個室ユニット型特養の推進について	<p>島根県は、個室ユニット型特養を推進する方針を明確化されているのか確認したい。</p> <p>事業所としても事業運営、今後の施設整備等々考えると、多床室の方が運営しやすい点もあるが、地域の方々と生活するためには確実に個室、個別化というのが権利という時代になってきている。</p> <p>それを踏まえて地域の実情とは何かということを明確化していただきたい。（回答不要）</p>	—	意見として承る	高齢者福祉課
83	04県央	04_高齢者施策	01_介護保険制度	地域包括ケアシステムの構築に係る検討状況について	<p>2015年に向けた地域包括ケアシステムについて、今後県として、保健、医療、介護、福祉の連携についての地域計画や方向性について、すでに協議が始まっているか。</p> <p>また、県庁内のそれぞれの担当者による合同会議や推進会議など実施する予定はあるか。</p> <p>包括支援センターを中心にいろいろな業種がチームを組んで連携し、地域で生活できる環境をつくるということが一番大事。</p> <p>そういう意味で、県の医療政策課・高齢者福祉課の連携というのが非常に重要になる。</p> <p>その上で副務的に行う保健所が窓口になり、いかに早く対応できるかということが今後必要な部分。是非進めて欲しい。</p>	<p>地域包括ケアシステムの構築は非常に重要と考えており、第5期介護保険事業支援計画でも介護サービスの確保のほか、医療と介護の連携についても新たに基本目標に盛り込んだところ。</p> <p>今年度策定する県保健医療計画においても、在宅医療についてどのような内容とするかが課題の一つとなっている。</p> <p>この県保健医療計画は、全県計画のみならず、二次医療圏ごとの圏域計画も策定することになっているが、大田圏域の保健医療計画の中の、「在宅医療」の項目の中で、医療と介護の連携を含め、在宅医療の医療連携体制をどう構築していくか、関係者で協議をしていただく予定。いろいろな意見を頂戴したい。</p> <p>あわせて「地域包括ケアシステム及びチームによる在宅医療の推進」をテーマとして、二次医療圏単位で研修会を開催する方向で関係者と調整中。県庁内においても随時検討を行っているところ。</p> <p>各市町村及び各二次医療圏単位で、地域包括ケアシステムについて研修、検討する場を設けていきたいと考えている</p>	新たに地域包括ケア推進事業に取り組むほか、課内に地域ケア推進スタッフを配置し、市町村等の技術的助言を行っている。	高齢者福祉課
84	05浜田	04_高齢者施策	01_介護保険制度	24時間対応介護サービスへの県の取り組み、支援等について	<p>平成24年度介護保険法改正の中で、24時間対応の定期巡回・随時介護サービスの創設に伴う県としての取り組みに係るその効果と評価について、また、サービス事業者の地域密着型在宅サービスの受け入れ体制の環境づくりについて、県の支援、行政指導の展開について伺いたい。</p>	<p>昨年度のモデル事業は、有料老人ホームの入所者を対象に24時間サービス提供、この度は、新たな24時間対応のサービスが制度として増設され、その提供方法として、訪問距離の近い家を想定された。</p> <p>同じようなサービスを中山間地域などで実施するのはなかなか難しく、本県での導入にはいろいろな課題もあると考えている。</p> <p>このサービスは地域密着型サービスで、市町村が指定するサービスであり、導入するのであれば、県としては、それに向けた必要な支援について市町村と意見交換しながら進めていきたいと考えている</p>	新たに取り組む地域包括ケア推進事業の中で、定期巡回・随時対応型サービスの立ち上げなどの支援を行う。	高齢者福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
85	05浜田	04_高齢者施策	01_介護保険制度	山間僻地の訪問介護事業者への支援について	訪問看護事業としての看護師の基準人員は2.5人であるため、利用者の減少により収入が減少した反面、人件費は縮減できず、事業が継続困難となった。 山間僻地であって、高齢者の医療についてサポートする必要性は感じているので、事業継続のため県の補助について検討して頂きたい	他のサービス事業者との公平性を考慮すると、運営費助成のような補助制度を設けるのは難しいが、訪問看護の充実に向けて、何ができるか、何が必要か等検討したい。 なお、県内では、訪問看護ステーション同士が連携し、事業所の特性に応じて利用者を融通しあう取組みもみられる。 貴事業所は、市中心部と町の中間地点をカバーしていることから、両地域の訪問看護ステーションから遠くて対応しにくい利用者を積極的に受け入れるなど、連携した取組みを検討されてはどうか。	新たに取組む地域包括ケア推進事業の中で、訪問看護ステーションやその他中山間地域における介護サービス事業者の支援に取り組む。	高齢者福祉課
86	06益田	04_高齢者施策	01_介護保険制度	施設入所待機者等への対応について	施設入所待機者が多くなかなか入所できない。 家族から介護支援専門員に入所を依頼され対応に苦慮する。 経済的な理由により特定施設、グループホーム等の月々の負担が払えなくなり、比較的負担が少ない特養入所についての希望や相談が今年になり急に増えてきた。共倒れになると強く訴えてくるケースもある。	施設整備をはじめ、介護保険の各種サービスの供給量については、市町村（保険者）において、今後3年間のサービスの需要を見込んだ上で計画的に整備されていくが、サービスの整備、特に施設整備については、負担（保険料、公費負担）に跳ね返ってくるため、それを含め市町村（保険者）の計画策定時に考慮されていると認識している。 現在、施設入所中の方や医療機関に入院中の方が、在宅での生活が可能になるよう、また、現在、在宅で施設入所待機の方や、その介護をされている方の負担が少しでも軽くなるよう、在宅での生活を支えるサービスの充実も必要であると考える。 ケアマネ（介護支援専門員）の皆様には、様々な相談に対して、適切に対応していただいているところであるが、引き続き、地域包括支援センターとも連携し、地域の資源を有効に活用していただきたい。	H25予算において、施設整備を計画的に進めるとともに、在宅サービスの充実についても、新規事業を立ち上げ、取り組みを進めていく。	高齢者福祉課
87	06益田	04_高齢者施策	01_介護保険制度	介護支援専門員へのサポートについて	利用者・家族の方が抱えている問題が非常に複雑化している。 例えば認知症高齢者の介護、老老介護、介護をしている家族が病気になる等。 在宅で立ち行かなくなり、その中で介護支援専門員がどのように支援していくかということ思い悩み戸惑うケースが増えている。 介護支援センターで支援しているが、なかなか間に合わない。 行政で、そういう介護支援専門員をサポートしていただけるか。	地域包括支援センターの業務に、包括的・継続的ケアマネジメントの支援業務があり、ケアマネージャーがよりよい判断ができるようにサポートするものがある。 それぞれの地域において状況が違うことから、地域の実情に応じた対応が必要になるので相談に来ていただきたい。 県としてもその上で対応できることがあれば相談に応じたい。 地域包括で地域ケア会議を開催されるが、この会議が有効に活用されるよう、今年度、地域ケア会議をテーマにした研修会を県で開催する予定にしている。 そういった中でできる支援は県としても行っていきたい	H25においては、地域ケア推進スタッフを新たに配置し、地域包括支援センターの支援を強化するほか、地域ケア会議の活性化に向けても支援していく。	高齢者福祉課
88	06益田	04_高齢者施策	01_介護保険制度	在宅医療、介護充実に向けた県の指導方針について	在宅医療、介護の充実について、県の指導方針を問いたい。	県としても出来る限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を目指す地域包括ケアシステムの構築は、非常に重要と考えており、第5期介護保険事業支援計画にもその旨を盛り込んだ。 しかし、医師や看護師の充足状況、人口集積度又は移動距離などの違いから、本県においては、都会を念頭においたモデルでの実施は困難。このため、医療と介護の連携とこのシステムをベースにおき、在宅一辺倒ではなく、施設などの地域資源を組み合わせながらどうにかたがたががいいのか検討を進めることとしている。中でも訪問看護ステーションというのは要だと思っており、訪問看護ステーションに対してどういう支援ができるのか、他のサービスについてもどういったかたがたががいいのかなど医療部門と連携しながら、地域の市町村とも意見交換しながら良い形になるよう県としても支援をしていく。	新たに地域包括ケア推進事業に取り組むほか、課内に地域ケア推進スタッフを配置し、市町村等の技術的助言を行っていく。	高齢者福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
89	02雲南	04_高齢者施策	02_介護人材	介護職員の医療的ケアに係る50時間研修について	<p>介護職員が医療的ケアを行うための50時間研修は、指導者の確保、研修実施時間の確保等困難な課題が山積みしてなかなか進んでいない。</p> <p>県として少なくとも座学をどこの施設も受けやすいような何らかの形（施設の負担が少ないところでの受講形式及び実技の問題、研修施設の確保等）を作り、計画的に進めていただきたい。</p>	<p>50時間の講義については、勤務をしながらの研修時間及び講師の確保、実地研修については協力者（同意）及び指導看護師の確保等の課題があると認識している。新しい制度が始まったところであり、県内に研修の受講を希望する、あるいは必要とする介護職員が多数存在することも認識している。</p> <p>県としては、介護福祉士養成学校を中心に、県内3箇所ですべて160名程度を対象とした研修を委託により実施することとした。</p> <p>来年度以降も新規採用職員等に対して、継続的に研修を行っていく必要があり、また、勤務や職員配置の状況に応じた多様な研修の機会の確保を図っていく必要があることから、各施設や圏域ごとに登録研修機関による研修が進むよう支援していきたい。</p> <p>そのために、特養（老施協）を中心とした各施設や、実地研修の受け入れ先としての療養型医療施設等との調整を行っているところ</p>	<p>H24年度においては、県の委託研修（3会場、4回）で計184名の受講があった。また、そのうち自らの事業所等で実地研修ができない受講者については、医療施設と調整し、40名の受講の受け入れを行った。登録研修機関における研修も進んでおり、H25年度においても、県の委託研修を実施するほか、関係機関や圏域ごとの団体等と連携し、研修受講の機会を確保していく。</p>	高齢者福祉課
90	02雲南	04_高齢者施策	02_介護人材	施設整備と人材確保のバランスについて	<p>各地域で施設整備が進み、拡充が進められているが、このままのペースで行くと介護サービス供給過多になり、利用者の獲得競争が起こる。また、人材の確保が現在に輪をかけて困難になり、スタッフの引き抜き合戦が発生する。</p> <p>施設整備と人材確保のバランスを考えて計画を進めていただきたい。</p>	<p>施設整備に限らず介護サービスの供給量については、各市町村（保険者）において、今後3年間のサービスの需要を見込んだ上で計画的に整備されていくものと認識している。</p> <p>県としてもそれを支援していく。</p> <p>サービスの整備については、負担（保険料、公費負担）にも跳ね返ってくるため、それについても計画策定の際には考慮されているものと認識している。</p> <p>従って、サービスが供給過多となり、利用者の獲得競争が起こるような事態は想定していないが、そのようなことにならないよう市町村、保険者と連携して進行管理をしていく必要がある。</p> <p>人材確保についても重要な課題であり、質の確保とともに引き続き取り組んでいく。</p>	<p>介護人材確保対策については、緊H25においても、雇用創出基金などを活用し、引き続き取り組んでいく。</p>	高齢者福祉課
91	04県央	04_高齢者施策	02_介護人材	医療的ケアを行う介護職員等への研修について	<p>喀痰吸引の問題で、今、50時間の研修、併せて実地研修という制度になり、今年度、県が3箇所を実施すると聞いているが、来年度も予算化し、是非、継続していただきたい。これは事業所協議会としても要望させてください。</p> <p>医療的ケアを行う介護職員等に対する計画的な研修実施を推進してもらいたい。</p>	<p>50時間の講義について、勤務をしながらの研修時間及び講師の確保、実地研修については協力者（同意）及び指導看護師の確保等の課題があり、また、新しい制度が始まったところであり、県内に研修の受講を希望するあるいは必要とする介護職員が多数存在することも認識している。</p> <p>県としては、介護福祉士養成学校を中心に、県内3箇所ですべて160名程度を対象とした研修を委託により実施することとした。</p> <p>来年度以降も新規採用職員等に対して、継続的に研修を行っていく必要があり、また、勤務や職員配置の状況に応じた多様な研修の機会の確保を図っていく必要があることから、各施設や圏域ごとに登録研修機関による研修が進むよう支援していきたい。</p> <p>そのために、特養（老施協）を中心とした各施設や、実地研修の受け入れ先としての療養型医療施設等との調整を行っているところ。</p> <p>来年度以降の県の研修について、予算の関係もあり意見として伺わせていただく。</p>	<p>H24年度においては、県の委託研修（3会場、4回）で計184名の受講があった。また、そのうち自らの事業所等で実地研修ができない受講者については、医療施設と調整し、40名の受講の受け入れを行った。登録研修機関における研修も進んでおり、H25年度においても、県の委託研修を実施するほか、関係機関や圏域ごとの団体等と連携し、研修受講の機会を確保していく。</p>	高齢者福祉課
92	07隠岐	04_高齢者施策	02_介護人材	介護職員の痰吸引研修について	<p>介護職員等の痰吸引の研修会について、平成24年4月1日から50時間の研修となり、研修の養成校が出雲、広瀬、江津の県内3箇所にあり、県の予算から今年度委託助成をしている。</p> <p>そこに50時間の研修を受けに隠岐の介護職員が通うというのは不可能であることから、県が隠岐で指導者を作る講習会をすることになっているが、指導者を各事業所で作っても、50時間の研修を自分の施設の中で業務をしながら、しかも少ない看護師という台所事情の中でやるのはやはりこれも難しい。</p> <p>指導者を県から派遣していただく、広域連合で雇う等、指導者を斡旋していただけると隠岐老研が母体、研修の受け皿になり島前・島後で研修ができるのではないかと考えている。</p>	<p>痰吸引の研修については、今いろいろな地区で少しずつ進めているところであり、関係団体の協力も頂きながら進めている。</p> <p>県としては隠岐地区の指導者が一人いると聞いており、その人がいれば良いと思っていた。</p> <p>今話を聞き、何ができるかということは持ち帰って検討したい。</p>	<p>研修機関の登録にあたり助言指導を行い、器具等の貸し出しも行うことにより、隠岐圏域の協議会により登録研修機関としての研修が実施された。今後とも必要に応じて支援していく。</p>	高齢者福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
93	01松江	04_高齢者施策	03_認知症対策	若年性認知症対策について	<p>若年アルツハイマー病の人は、デイサービス等の施設で高齢者と一緒に暮らすことがなじみず、適当な居場所が無いことが問題となっている。それ以前の問題として、若年アルツハイマー病の人が圏域にどれだけいるのか、実態調査がされているか。</p> <p>また、そういう方たちがデイサービスや施設に入る場合、なかなか受け入れ先が無く家族の方が悩んでいる。この点についてどのように考えているのか。</p> <p>そのためには介護職員も普通の介護とは違うものがあると思うが、そういうことに関してどのように計画していることがあるか聞きたい</p>	<p>介護認定を受けておられない方の状況把握は非常に難しい状況。</p> <p>若年性認知症施策は、今年6月に示された厚生労働省のPTによる報告書「今後の認知症施策の方向性について」でも触れられているが、国の方もこれからといった状況。</p> <p>県としても、国の動向を注視しながら、まずは現在進めている認知症対策の中、例えば・認知症サポート医の養成、・地域包括支援センターによる認知症患者支援などにおいて、若年性認知症についても、重要なテーマとして取り組んでまいりたい</p>	H25予算において、若年性認知症に関する研修会と家族等との交流会に関する予算を計上済み。	高齢者福祉課
94	07隠岐	04_高齢者施策	04_生きがい対策	元気高齢者が活躍できるシステム作りについて	<p>島根の高齢者の積極的な社会参加の推進について、いわゆる元気な高齢者が地域社会の担い手として活躍できるように、システム、仕組みを作ろうということで、老人クラブでやりたいと思っている。</p> <p>高齢者なので体力はないが、時間がある。高齢者には時間に制限がないので、頭の使い方、ローテーションの組み方でほとんどのことはできるのではないかと感じている。</p> <p>是非仕組みを作って、町村、県、老人クラブで協議し、地域と話しながら、我々の郷土を何とかして補佐していかないといけないと思っているが、この仕組み作りについて説明していただきたい</p>	<p>非常に頼もしく、心強く受け止めさせていただいた。</p> <p>県としても高齢者がこれまでの支えられる側ではなくて、しっかりと地域を支えていただけるように、意識改革、リーダー養成事業を進めているが、高齢者の協力あってこそだと思っている。</p> <p>特に老人クラブの「お達者手帳」の活動は介護予防にも非常に役立つ事業。是非このように地域の中でそれぞれ取り組んでいただける形にしていきたい。</p> <p>また、そのために県だけではなく市町村や社協でも事業をやっている。そして関係機関がしっかりと連携しながら高齢者が元気で地域を支えていただく仕組みを作りたいと思っているので、協力をお願いしたい。</p>	平成25年度も、引き続き老人クラブの活動支援のため、老人クラブ連合会への助成事業を継続する。県老人クラブ連合会に対し、「お達者手帳」を利用した事業への補助を継続し、また、新たに老人クラブの友愛活動推進のための地域支え合い事業に補助を行う。	高齢者福祉課
95	07隠岐	04_高齢者施策	04_生きがい対策	高齢者が共同で農業従事するための農機購入に対する助成について	<p>荒れた田畑の活用と隠岐の活性化、高齢者の生き甲斐対策として、高齢者が共同で農業に従事するための農機購入などへの助成ができないか。</p>	<p>高齢者福祉課関係での助成では、「いきいきファンド」があり、中高年がグループを作り、生産、加工、サービス提供されることで地域づくりをする場合に助成をするもの。</p> <p>これは50歳以上が10名以上必要であり、助成額は、対象経費の5分の4で上限が200万。</p> <p>具体的には市町村社協で募集、受付をしているので確認して頂きたい。</p>	引き続き、島根県社会福祉協議会が実施する「いきいきファンド」の活用を促進していく。	高齢者福祉課
96	04県央	04_高齢者施策	06_その他	高齢者受け入れ実態に係る調査について	<p>2年前に県央保健所で圏域内の施設における医療提供の基本方針と、受け入れ実態の調査を実施し冊子を作成されたが、現在、高齢者住宅や地域密着型施設も増加しており、再度調査を実施し、新たに作成してもらいたい。</p> <p>また、継続的に見直しを行い、活用する仕組みを作って貰いたい。</p> <p>特に、経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう）、喀痰吸引の実施については、必要度の有無、実施受け入れ条件等について早急に調査が必要ではないか。</p>	<p>大田市において今年度地域医療計画を作成される予定であるため、この情報を大田市に提供し、今後は大田市において再調査、更新等を行い、関係機関に配布される予定。</p> <p>その際には、必要な関係機関・施設等についても調査対象に追加されるものと考えている。</p> <p>経管栄養要望の内容については、調査を実施される大田市に伝える。</p>	<p>・県央保健所が平成23年度に作成した「地域連携ハンドブック」のデータを大田市に提供し、それをベースに大田市が再調査を行い、平成24年9月に更新、関係機関に配布した。</p> <p>・既に、経管栄養や喀痰吸引、インスリン注射、酸素吸入等医療処置が必要な患者の受入状況についても調査項目に入れており更新されている。</p>	県央保健所
97	05浜田	04_高齢者施策	06_その他	病院への介護情報の提供について	<p>介護現場から医療センター受診し、医療センターから「かかりつけ医」へ診療情報の迅速な提供要求というパターンは、「かかりつけ医」の診療リズムが壊れるので困る。</p> <p>現場で利用者に接するスタッフをもっと教育して、血圧測定をはじめとするバイタルサインの外、医療に関する正確な知識を身につけさせてほしい</p>	<p>大規模の特養等においては、利用者の状態等を把握している看護職員が病院へ同行し、病院側が必要な患者情報についてはある程度提供しているが、小規模多機能などの小規模な施設においては、看護職員の配置が十分でないため、介護職員が同行することがある。</p> <p>介護職員も利用者の状況を把握した上で同行するように努めているが、場合によっては、病院側の求める情報が十分に提供できないこともあり、かかりつけ医に情報提供依頼されることもある。</p> <p>「vital sign」の正確な知識及び判断は、基本的には看護職員に求められることであり、介護職員の対応には限界があると思うが、意見の主旨は関係事業所等へ伝え、適切に対応していただくよう依頼したい。</p> <p>看護職員の確保に苦慮している事業所の実態についてもご理解願いたい。</p> <p>21/39</p>	回答のとおり	高齢者福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
98	01松江	05_児童・家庭施策	01_少子化対策・子育て支援	子育て支援に係る関係機関の連携について	<p>昨年度も乳幼児期の子どもを親を対象にした「子どもが子どもらしくいきる」ことをテーマとした事業を、県内20ヶ所以上で展開してきたが、助成金が主な財源である小さなNPOでは限界が有り、県内の子育て世代、孫育て世代に全体にその大切さを伝えるまでには至らない。</p> <p>行政、子育て支援センター・保育所（園）・教育委員会・公民館などたくさんの子育てに係る人達、子育て支援をしている人達と協働でこのような事業が進められればと思う</p>	<p>県では、子どもの育ちや子育ての支援として、地域の実情に応じた取り組みを行うために、しまね子育てプラス事業を通じて、市町村に対し助成を行っている。</p> <p>また、子育て中の方や子育て支援者を対象とした交流会や子育て支援活動への助成など、地域の子育て力アップを目的とした委託事業を実施している。子どもたちの健やかな成長のためには、住民に一番身近な市町村を中心に、県や関係機関、学校、保育所、地域、NPOなど様々な主体が一緒になって、関わっていくことが大切。</p> <p>県もいろいろな事業等考えているものもあり、一緒になって今後もやっていきたい。引き続き、積極的にご協力いただきたい。</p>	回答のとおり	青少年家庭課
99	01松江	05_児童・家庭施策	01_少子化対策・子育て支援	長期で行う補助制度（事業）について	<p>市や町に働きかけて、ワークショップ等の事業をするのは、分かっているのが難しく、そこから手を挙げて県や国のお金を取ってというのもすごく難しい。</p> <p>また、単年のものも多く、よかったから次にとっても、次の事業はなく、市町村と一緒にやっても事業として広がっていくことが難しいと感じる。</p> <p>長い期間でできる制度を作っていただきたい。</p>	市町村やNPOとも話し合いをしながら良い形になるようにしたい	<p>長期的な継続事業の補助制度は難しいが、市町村との関係づくりの協力は可能。</p> <p>今ある県の補助制度や民間等の助成制度を積極的に活用しながら、市町村と良好な関係を築き、事業の拡大を図っていただきたい。</p>	青少年家庭課
100	05浜田	05_児童・家庭施策	01_少子化対策・子育て支援	新法における中山間地の小規模保育所への支援継続への対応について	<p>石見地区も小規模保育所は今後定員割れ施設が増加すると考えられる。</p> <p>廃案となったが、新制度改革の動向について、小規模保育所や保育ママのような小規模に対する施策も細かく示されようとしていたが、今後の対策は如何になるのか</p> <p>この制度の中で中山間地などでの小規模に対して、今まで通りの支援を受けられるよう対応をお願いしたい。</p>	<p>子ども・子育て支援法案修正案においては、こども園給付から施設型給付へと修正され、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付を創設することとされたが、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を地域型保育給付の対象とした点については修正前と変わらない。</p> <p>給付費の詳細についてはまだ明らかになっていないため、今後の小規模保育の在り方については、国の動向を見ながら慎重に検討する必要があると考えている。</p> <p>県としては、どのような制度であっても、すべての児童が質の高い保育を受けられ、地域の創意工夫を生かした子育て支援が行われていくことが必要であると見え、そのための財源がしっかりと確保されるよう引き続き対応を考えていかなければならないと考える。</p>	国に対し要望済み	青少年家庭課
101	05浜田	05_児童・家庭施策	01_少子化対策・子育て支援	子育て関連3法案での職員処遇改善について	<p>子育て関連3法案の中では、特に子育て支援が大きく取り上げられ、同時に職員処遇改善も掲げられ、今後の税（増税）改革が推し進められようとしているが、本当に職員の処遇向上につながるのか。その点は如何なものか。</p>	<p>現在、国会で審議されている子ども・子育て関連3法案のうち、子ども・子育て支援法案修正案の附則において、保育士等の処遇の改善のための施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする、という内容が盛り込まれている。</p> <p>しかし、その詳細については、今後の検討に委ねられており、現時点では不明。</p> <p>県としては、職員の処遇改善は国の責任において実施すべきものと考えており、これまででも保育所の職員配置の充実等について国に要望してきたところだが、引き続き、国に対して求めていきたいと考えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国に対し要望済み</li> <li>・国の2月補正において、保育士等の処遇改善に係る事業費が計上され、県においてもH25年度当初予算に計上。</li> </ul>	青少年家庭課
102	01松江	05_児童・家庭施策	04_その他	いじめに対する居場所づくりについて	<p>いじめについて、子どもが気軽に相談できるいろいろな場の機会があればいいと思う。</p> <p>いじめの場である学校とは違う場所に、異年齢集団の集える居場所があって、そこに助けてくれると感じさせたり、様子が変だと気づき、さりげなく声かけしたい、してくれる大人や年上の子どもがいるのが一番いいと思うが、そんな居場所がないとしたら作っていただきたい。</p>	<p>かつては地域において自然発生的な異年齢集団があり、それに代わるものとして、放課後子どもプラン推進事業を活用した居場所づくりが各市町村で取組まれている。不登校の子どもや若者の居場所を設けているNPOもある。</p> <p>ご意見のとおり、あらゆる場所に子どもたちがSOSを言えば救ってもらえるような場所があるかという点、まだ十分にできていないと思っており、県としては子どもプランの事業や、NPOの活動、市町村の協力を得ている居場所づくりを支援していきたい</p>	引き続き体制づくりに努める。	青少年家庭課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
103	01松江	05_児童・家庭施策	04_その他	いじめに関するリーフレットについて	子どもたちにどのような行為がいじめにあたるのかを具体的に示し、いじめを解消する為には子どもと大人が力をあわせて立ち向かう必要があると伝え、いじめを見つけた場合の相談先を載せたリーフレットがあるか。 無いとしたら作って貰えるか	現在、いじめについてのリーフレットは作っていない。 教育委員会の方にも問い合わせしてみたが、教職員、学校に向けた対応の手引きはホームページにも載せて作っているが、学校の学習活動の中でいじめについて子どもたちに伝えるためのリーフレットはまだ作っていないということだった。教育委員会と健康福祉部と一緒に検討していきたいと思っている。 なお、「いじめ110番」や、県内11箇所のチャイルドラインも含めた電話相談ダイヤルを載せたカードを全部の小中高校生に配っている。	いじめ防止に関する法律制定の動きも考慮しながら、県教育委員会と協議中	青少年家庭課
104	01松江	05_児童・家庭施策	04_その他	いじめ対策に係る教育委員会等と連携について	いじめに関するリーフレットを作成するにあたり、いろいろな年代の子が分かる様に、小学校、中学校など具体的に割りやすいものを教育委員会と相談して作り、学校でいじめについて話し合う時間をもって欲しい。 また、いじめを見たら助けてあげるからと言ってくださる方とか、子どもがその人がいたら安心できるというオーラを感じさせてくれる方、子どもの変化を感じ取れる方など多くいるので、そういう方がいてくれる場所を作るのを前向きに検討頂きたい。	教育委員会と一緒に検討していきたい	回答のとおり	青少年家庭課
105	03出雲	05_児童・家庭施策	04_ひきこもり対策	連携した支援について	ぶらりねっとは不登校や引きこもりの若い人たちの居場所であり、県からの支援をずっと続けていただきたい。 私たちが毎日若い人と向き合う中で一番強く感じるのは自己肯定観の薄さ。自分はこれでいいのだということをなかなか思えないがために生きるエネルギーを失っている子どもたちのために私たちができることがたくさんあると思ってる。 そのためには地域、行政ともに多様な生き方を示していくことが大事だと思っているのでよろしくお願いします。	ひきこもりという行動に見える子だけではなく、多くの子に自信のなさ、自分が大事にされていないというのが共通している。 児童相談所に相談に来る子どもたちや実際に相談に訪れなくても市町村と協力しながらそういう子どもたちを支える方策を考えているところ。 今後とも引き続き一緒になって子どもたちに対する支援をがんばっていききたいと思っているので、よろしくお願いします。	・現行の支援事業の継続に加え、ぶらりねっつとで活用可能な新事業の予算をH25当初に計上済み。	青少年家庭課
106	06益田	05_児童・家庭施策	05_その他	子育て支援対策臨時特例交付金事業の継続について	子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)事業については、市内保育園の園舎改築等保育環境の整備に役立っており、今後も継続して事業が実施できるよう、安定した制度の確立と財源措置について国に働きかけをしていただきたい。	現段階で、平成25年度以降の安心子ども基金の取り扱いについては示されていない。 安心子ども基金の活用により、県内の保育所整備は着実に進んでおり、様々な機会を通じ、国に対して、安心子ども基金の適用期限の延長あるいは保育所整備が確実に進めるような制度創設を求めてきたところ。 保育サービスや子育て家庭への支援の充実のため、今後も引き続き国に要望したい。	・国に対し要望済み ・国の予備費により、安心子ども基金の積み増し・延長が行われ、H25年度も確実に保育所整備が行われることとなった。	青少年家庭課
107	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	要医療障がい児(者)の訪問看護について	要医療支援児(障がい児者)の訪問看護について実態調査をされたのだろうか。学校やいろいろなところに行った時に処置を教えて欲しいが、訪問看護は自宅でしか受けられないことになっており、いろいろなところに連れ出せなく困っている。特に学齢期児童生徒の場合、本人による生活技術向上にとって欠かせない場合に応じてと制限しても早急に実施して欲しいサービスである。 鳥取県では平成15年頃にいろいろなところで行えるとしている。	訪問看護に係る実態調査については訪問看護ステーションに対して、小児への訪問看護が対応可能か否かの調査を行った。対応が可能とした施設は2割であったが、条件として“児童の病状、ステーションの稼働状況による”との回答であった。 また、事業実施に当たっては、主治医のバックアップ、ステーションの技術研修、児童との関係者との連携が必要とのことであった。 現段階ではこのような状況であり、医療処置が必要で、訪問看護を受けたい場合は主治医に相談されたい	訪問看護ステーション等の診療報酬制度が整わなければ対応困難である	健康推進課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
108	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	サービス事業者への指導について	<p>松江市では少しずつではあるが、障がい児に係る放課後児童デイなどのサービスが増え、家族のみで丸抱えにする子育ての苦労が緩和されてきてはいるものの、実際、そのサービスが彼らの成長にとって有益であるかという疑問に感じることが多い。</p> <p>サービス事業所が増えてもその実態というのはなかなか分からなく、首をかしげるようなところも目につくようになってきた。</p> <p>サービス事業所への指導をきめ細かく行って欲しい。</p> <p>また、利用者への調査や実際のサービス内容がチェックできるような体制を整えるべきではないか。</p>	<p>障がい児(者)に対する福祉サービスについては、社会福祉法人だけでなく、NPO法人、営利法人等も新規参入が可能となっており、一定の指定基準を満たせば知事の指定を受けて事業運営することが可能となっている。</p> <p>この趣旨は、競争原理を働かせることにより、利用者がより良いサービスを選択できるようにしようとするもの。</p> <p>新規参入が容易となったことにより、事業者間でサービスの質に格差が生じることが懸念されるので、県としては、定期的に、事業所に立ち入り、改善すべき点を改善させるとともに、不適切な運営を行っている事業所に対しては、処分を行うこともある。</p> <p>立ち入り調査に際しては、利用者に対する個別支援計画の内容を点検し、サービスの内容が適切かどうかについても調査している。特に、不正や著しく不適切なサービスが疑われる場合は、利用者の方に事情を聴き状況を確認することもある。</p> <p>また、指導監査のほか、苦情解決制度の充実、事業所の自主的な取組としての第三者評価、自己評価の実施や県独自の研修の実施など、様々な方法によりサービスの質の向上に努める</p>	回答内容のとおり既に取り組んでいる。	障がい福祉課
109	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	療育手帳の様式について	<p>療育手帳という名称は、療育の為の手帳のように名付けられているが、知的障がい児者が所持し、サービスを受ける為の手帳である。全国的に定まった形式や名称はないので、転勤の際などに戸惑うことがある。</p> <p>島根県の場合、前回の改定の際に小さく所持しやすい大きさにはなったものの、本人にとっては不要な用紙が多く含まれ、本人携帯に不向きな形態になってしまったことは残念である。</p> <p>目的に沿った、本人の所持しやすいものに改めて欲しい。</p> <p>現状の手帳にある用紙は、療育を受ける親が持つのに配慮したものはあるが、近年「だんだんファイル」などの療育や教育支援ファイルの存在も増えていて、実際、幼児・児童・生徒の親でも療育手帳の用紙は使われない状況にある。</p>	<p>「療育手帳」の制度は、法で定められたものではなく、国の通知に基づき、各都道府県が交付要綱を作成し運用している。</p> <p>現在発行している手帳の様式については、顔写真、氏名、障害程度等を記入する部分と、療育や相談の記録を記入する部分の2つに分かれており、療育や相談の記録を記入する部分については、一部の市町村で作成されている「相談支援ファイル」と重複する内容があり、そのような市町村では療育手帳の相談記録の様式は使われないこともある。</p> <p>市町村によっては作成されていないということもあり、ただちに、一律にその分かれているものを廃止するというのではなく、必要のある方にはその相談、記録の部分を活用していただく必要があり、重複してその部分が整備をされている方については、写真と本人の名前の部分だけを使っても差し支えないと考えているので、臨機応変に対応していただきたい。</p>	回答のとおり	障がい福祉課
110	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	目に見える障がいと見えない障がいとそれに対する県民への啓発について	<p>目に見える障がいと目に見えない障がいについて聞きたい。</p> <p>そして、この運動が広がっていくと良いと思う。</p>	<p>障がいには様々な種類があり、それぞれごとにその特性や必要な配慮が異なる。</p> <p>こうしたことへの理解を県民に広めていくための普及啓発活動として「あいサポート運動」を実施している。</p> <p>障がいには、肢体不自由により車いすを使用されている方など外見からわかる場合もあるが、聴覚障がい、内部障がい、発達障がい、高次脳機能障がいなどは、外見からだけではわからない。</p> <p>こうした外見だけではわからない障がいについての理解を広めていくことが、「あいサポート運動」の1つのポイントであると考えており、息の長い運動として継続的に取り組んでいきたい。</p>	回答のとおり	障がい福祉課
111	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	特別支援学校卒業後の障がい者就労支援について	<p>障がい者、とりわけ高校卒業後の若年層の障がい者の就労支援に、今まで以上に尽力頂きたい。就労支援の実態を把握し、適切な施策を講じられたい。</p> <p>特別支援学校から就労支援事業所への流れを、意識的に作り出す施策を検討されたい。</p>	<p>特別支援学校から就労支援事業所に進むか、一般就労されるかは、在学時に進路相談会が開催されており、卒業後の適正な進路が決定されるよう、学校と施設が連携してアセスメントが出来るよう環境整備に取り組む。</p>	卒業後の適正な進路が決定されるよう、学校と施設が連携してアセスメント環境の整備をするモデル事業を平成25年度に浜田圏域で実施する予定。	障がい福祉課



No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
112	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	就労支援サービスについて	就労支援サービスが「使いづらい」状況を改善されたい。 利用期間が原則2年（延長でも3年）と短すぎる。柔軟な対応は可能だし、そのことの周知（市町村、学校、当事者、保護者などへ）を図られたい。 2年間で果たして就職できた方はどのくらいいるのか。なかなか就労ができにくい人たちが2年間で就職できるのか。実態を把握しているのか。把握して彼らの実態に合った対応をお願いしたい。	就労移行支援施設は、原則2年間の訓練だが、必要に応じて1年延長をしている。 離職された場合、再度の利用が可能になっている。 適職診断、職業訓練等より専門的な国の機関として障害者職業センターや、県外ではリハビリセンター（吉備高原）があり必要に応じて利用が可能。 この事業については、市町村の障がい福祉サービスのメニュー。使いづらいという意見があったことを各市町村に伝える。	回答のとおり	障がい福祉課
113	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	就労支援事業の実態について	就労支援事業の「実力」がわからない。 Bです、Aですと言われてもなかなか内容が分からないのが現状。 是非、内容を知らせて欲しい	福祉圏域ごとに設置された「就業・生活支援センター」ごとに、行政・教育機関、福祉施設等の関係者が集まる連絡会議を開催し、情報の共有を行っている。 連携の中心的役割は「就業・生活支援センター」が担っているので相談されたい。 事業所ごとの就労者数については、設置経緯や利用者の受け入れ事情も異なることから、現在公表はしていない。	回答のとおり	障がい福祉課
114	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	就労支援事業所の増設について	就労支援事業所の数が少ない。	平成24年3月に策定した第3期島根県障害福祉計画において、就労支援事業所の増設を計画しているところであり、事業主体が増加するよう支援する。	回答のとおり	障がい福祉課
115	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	障がい者の就労の場の確保について（県の模範）	就労の場の確保のために、県が模範を示されたい。 ステップアップ雇用から常用雇用へ。そろそろ「ステップアップ雇用」の段階は役割を終えたのではないか。 常用雇用に向け、次のステップを踏み出していただきたい。	「ステップアップ雇用」の目的は、障がい者に雇用の場を提供すること、県の事務経験を生かし、民間の事業所を含んだ次のステップに進んでもらうことの2点にある。 任期満了を含む退職者22人のうち14人が一般就労されている。 なお、県の法定雇用率は、2.1%に対し、2.45%と基準を上回る雇用を行っている。	回答のとおり	障がい福祉課
116	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	県等が障がい者雇用する際の有期契約について	有期契約から長期または常用雇用へ。 外郭団体などで、障がい者を有期契約で雇用しているところが多いが、一定期間での雇用の打ち切り（雇い止め）を明言している事業所が多い。 障がい者については、このようなことのないよう早急に雇用実態を把握し、対策をとられたい。	県の一般的な嘱託職員は、雇用機会均等を確保するため5年以上の更新をしない方針で採用試験を実施しており、このことについては、募集の段階で周知し、理解いただいた上で受験していただいている。	回答のとおり	障がい福祉課
117	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	高次脳機能障がい者の社会復帰支援施設の拡充について	高次脳機能障がい者の社会復帰に向けての地域リハビリ、生活リハビリの視点からの施設の拡充を求める。	日々の生活の中での刺激や生活そのものがリハビリとなることを支援者の方々に十分説明し理解頂くよう努めるとともに、本人の生きる意欲を引き出す支援が、施設やサービスの種別を問わず提供できるよう、脳外傷友の会ははじめ当事者・家族の会の協力を得ながら普及啓発に努める。 また、昨年度から先進的なリハビリテーションの知識・技術を習得し、地域への普及啓発を図るため、県内の支援機関職員を中国地方の拠点施設である広島県立障害者リハビリテーションセンターに派遣する事業を行っている。 今後も、高次脳機能障がい者の普及・啓発を図っていくとともに、高次脳機能障がい者支援事業の継続実施・拡充を図りながら、支援体制の充実に努める	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
118	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	「介護中」マークの周知の取組について	<p>「介護中」マークについて、男性が女性の介護をする時、公衆トイレへ入る際は本当に必要だと感じた。他市では、家庭で介護をされている方も、外出される時、この「介護中」マークが必要と思われる方が窓口までこのマークを取りに来られたと言う話も聞いた。施設等だけでなく、各家庭でも必要な方には配布されるように希望する。</p> <p>今年8月に車いす利用の女性の方と散歩、ショッピングセンターに行く必要があり、「介護中」マークについて県の高齢者福祉課に電話したが、「それ何のことですか。そういうマーク知りません」と言われた。仕方なく米子から取り寄せたが、なぜこういうことが起きるのか聞きたい。</p>	<p>(高齢者福祉課) 「介護中」マークは、介護する方が周囲から偏見や誤解を受けないよう、静岡県で策定され、平成23年4月から同県内で配布されているもの。平成23年12月に厚生労働省を通じて全国的な周知が図られ、本県においても、各市町村に周知するとともに、県ホームページに掲載して普及を図っていた。</p> <p>今回、照会があった時には、職員の認識不足により答えることができず申し訳なく思っている。</p> <p>より普及が進むよう、県で名刺大のものを一括作成して、各市町村に提供するようにした。また、引き続きホームページに掲載しているが、市町村だけでなく様々な団体への広報・通知をしていきたい。</p> <p>周知が不十分だったと言うことがよく分かったので、本県の方が他県からマークを手に入れることがないように周知をしていきたい。</p> <p>(障がい福祉課) 介護マークについては高齢者の介護だけでなく、障がい者の介護場面でも必要なものだと考えており、障がい福祉課のホームページからも情報入手ができるような手立てを考えたい。</p> <p>そして市町村の障がい福祉担当課にこの制度の周知を行い、高齢者福祉課と足並みをそろえて取り組んでいきたい</p>	<p>ポスターを作成するなどして、引き続き介護マークの周知に取り組んでいる。市町村の障がい福祉担当課に対して介護マークの制度の周知を行うとともに、県の障がい福祉課のホームページにも掲載した。</p>	<p>高齢者福祉課 障がい福祉課</p>
119	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	「介護中」マークの作成に係る要望	<p>介護マークについて、障がい者団体の研修会でこの問題が出た。奥さんを介護して大型店のトイレに入ったが、ガードマンから介護者の証明をしると相当時間をとったとの話があり、その方からは「小さいものでは皆さん方に分かっていただけではない。極端なことを言うとジャケットくらいのもので側から見て分かるようなものを全員に作って欲しい」と要望があったので付け加える。</p>	<p>(認知症の人と家族の会島根県支部松江地区会) 家族の会でベストのようなものができるという話もあり、見込みがあれば伝える。</p> <p>(高齢者福祉課) 介護マークについて見る人の啓発、周知がまだ十分でないことからマークに気付かれない可能性は出てくるので、そのマークが普及していく一方で、周りの人に理解してもらおう啓発も併せてやっていきたい</p>	<p>ポスターを作成するなどして、引き続き介護マークの周知に取り組んでいる。</p>	<p>高齢者福祉課</p>
120	02雲南	06_障がい施策	01_自立支援関係	自立支援ボランティア、ピアカウンセラーの研修について	<p>自立支援ボランティアとピアサポーターの研修について、入門講座ということでおそらく当初考えられたのは、ほとんどの共通分野ということで、3者合同の研修ということにしたと思うが、受講した方、特にピアサポーターを受ける方の意見を聞くと、少し自分達が思っていたような研修ではないという意見が出ている。</p> <p>効率を求めるためとは分かるが、受講される方の感想を聞いて、目的に沿った研修をしていただきたい</p> <p>研修に来て、きちんと見ていただいたうえで判断していただきたいと現場の声がある。特にピアサポーターの方々はなかなか声を上げられない。アンケートだけでなかなか本当のことは書けない。そういう中の、私代弁者として今日ここで声を上げさせていただいているので、是非、見ていただいて、これは違うということになれば改善していただきたいと思う。</p>	<p>研修について、意見のように対象者に合った内容ということが大事。それぞれ今日頂いた意見を持ち帰り、現場を見たりアンケートを取るなどにより、研修のあり方を再度検討したい</p>	<p>ご意見を踏まえて、ピアサポーターの研修の一部を単独で実施し、新たに他圏域のピアサポーターとの交流を取り入れるなど、対象者の目的に沿った研修の実施に努めた。今後も参加者の意見を反映するなどして、研修内容が充実するよう検討を進めていく。</p>	<p>障がい福祉課</p>
121	02雲南	06_障がい施策	01_自立支援関係	障がい福祉計画の数値目標について	<p>障がい福祉計画の数値目標設定について、特に高齢者の退院促進について圏域毎の状況も踏まえ説明をして貰いたい。</p>	<p>昨年度末に作成した第3期島根県障害福祉計画においては、高齢者の退院を促進する観点から、「5年以上の長期にわたって入院している65歳以上入院者の退院数」を数値目標として定めた。</p> <p>「退院数を20%増加させる」という目標については、国が全国的に示した指標を本県ではそのまま採用しているところ。</p> <p>従って、目標の61人については、例えば、雲南圏域では退院者数何名を目指すというような圏域毎の目標とはなっていない。</p>	<p>回答のとおり</p>	<p>障がい福祉課</p>

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
122	02雲南	06_障がい施策	01_自立支援関係	障がい者のケアホーム等における地域生活の際の支援	障害者総合支援法の中でケアホーム、グループホームが一体化となり、多くの人たちが地域で生活される その中で、近隣の住民を巻き込んだトラブル、夜間の体調不良、急病、けが、行方不明などの不測の事態に、サービス管理者、世話人、生活支援員によるケアホーム機能では、不十分に思われるが、今後どのような対応策を考えたら良いか。	夜間における緊急時の対応を適切に行えるよう、夜間支援員の配置、又は連絡体制を取った場合に夜間支援体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）を算定することができることとされており、これを活用して夜間支援体制の構築を検討していただきたい。 また、ケアホームの設置者が、入所施設を運営する法人であれば、入所施設の機能を活用して夜間支援を行うことが、より適切と考えている。	回答のとおり	障がい福祉課
123	02雲南	06_障がい施策	01_自立支援関係	障がい者の就労に対する雇用者（個人）への支援	障がい者の就労について、ある農家が統合失調症の青年を受け入れ、農作業に週3日、青年は喜びをもって来ている。受け入れ農家は年金で生活しており、工賃を障がい者の工賃程度ではなく、一般の最低時給に合わせて支払っており、本当はもっと雇いたい雇えない。ここに来てから青年は明るくなり、今の病気になって通院しながら一生懸命働いている姿を見ると、やはり何らかのかたちでサポートしていけたらと思うと農家から聞いた。 企業等であれば障がい者を雇用したときの援助があるが、個人にはない。 地域で一生懸命している状況を見ると何とか地域で支えていきたいと思っているので、考えていただきたい。	障がい者への就労支援について、障がい者の自立を図っていくうえでは、就労支援ということも大事なポイントで、一般の企業や事業所で就労し、給料や賃金により生活していくのが一番理想的なスタイル。 ただ、障がい者の中には身体状況や精神状況により一般の就労ができない方がいるので、そういう方の就労をどう考えるかということについては、障害者就業・生活支援センターに相談窓口があるので、相談されたい。	回答のとおり	障がい福祉課
124	02雲南	06_障がい施策	01_自立支援関係	障がい者雇用に関する中山間地での問題の取り扱いについて	この中山間地ではなかなか企業もない。 一般の高校生の就労のために校長と雲南圏域の企業を回り、お願いしたが採用して貰えない状況の中で、障がい者の雇用というのは難しいと思っている。 また、農業の法人化を国の政策として進めているが、まだまだできず、今のところ小さい農家が日雇いで雇っているのが現実であり、国の政策であるA型・B型にあてはまるような状況ではない。 中山間地の問題としてこのことを知っていただき、国に対し県から訴えていただきたい。	障がい者雇用は非常にハードルが高い状況だが、H25年4月から法定雇用率が引き上げられ、より多くの障がい者が一般就労される機会が増えて欲しいと考えている。 農業については、法人化のこともあるが、担い手不足もあり、農業部門との連携を図ることにより、障がい者にとって就労の場の確保になり、また農家にとっては担い手の確保という効果が見込める。 賃金は、内職的なB型の職種よりも農業分野は高いので、働く障がい者にとってもメリットがあり、障がい者と農業、農家をマッチングする事業に今年度から取り組み始めている。 このモデル事業が広がっていくように努力していきたい。	回答のとおり	障がい福祉課
125	02雲南	06_障がい施策	01_自立支援関係	障がい者の就労支援について	担い手がないので障がい者が担っていただけたらHappyだという話ではなく、農業の仕事の中身などを踏まえ、その中で本当に継続就労していけるかということも考えて政策を考えて欲しい。（要望）	意見として承る	意見として承る	障がい福祉課
126	03出雲	06_障がい施策	01_自立支援関係	肝炎に係る身体障がい認定基準の医療機関への周知について	島根県肝炎対策協議会の中で、身体障がい者認定について医療機関が認定基準を知らないために、認定されていない患者がいる可能性が話題になった。 医療機関に認定基準を周知していただき、受給漏れがないように対策をとっていただきたい。	認定基準について、肝機能障がい身体障害者手帳の対象に追加された際に、医師会並びに各医療機関に通知を行った。 また、ホームページでも周知を行っており、今後も情報提供を的確に行っていく。	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
127	03出雲	06_障がい施策	01_自立支援関係	出雲市における肝炎の身体障がい者手帳申請者数と交付者数について	出雲市における肝炎の身体障がい者手帳申請者数と、交付者数を教えて欲しい。	平成22年度では12件の申請に対して10件を交付、平成23年度では1件の申請に対して1件の交付となっている。	回答のとおり	障がい福祉課
128	03出雲	06_障がい施策	01_自立支援関係	肝炎の身体障がい認定基準緩和の国への働きかけについて	日本における肝炎患者の年間死亡者数は約45,000人。それに比べ身体障がい認定を受ける人が一割程度しかいない。認定基準のハードルが高く、なかなか内部障害の認定基準に該当することが困難な状況。 肝臓専門医の中にも、認定基準が厳しすぎると言われる先生もいる。身体障がい者手帳交付の認定基準の緩和の検討を国に働きかけていきたい。	身体障害者手帳に関しては、いずれの障がいについても、障がい固定・永続し、治療による改善が見込まれない場合を対象とするという考え方が基本とされている。 認定基準の見直しは、心臓や呼吸器などの他の内部障がいの認定基準とのバランスなども勘案しながら、国において検討されるべきものと考えているが、認定基準が厳しすぎるとの医師の意見があることは承知しており、平成22年10月に国が自治体に対して行った調査においても、このことを国に伝えている。	回答のとおり	障がい福祉課
129	03出雲	06_障がい施策	01_自立支援関係	サポートファイルの活用について	行政・医療・福祉の施設の方、学校教育の方が集まって島根県版のいわゆるサポートファイルを作っていただきたい	障がい福祉のサービスを受けるにあたり、いろいろな場面で一から同じような説明をすることは非効率、負担であり、提案のあった様式を定め、障がい者がサービスを受けるにあたっての基本的な情報をまとめて共有することは大事な視点。 今年4月から3年間をかけて、全ての障がい者に対し、サービス等利用計画を作成することとなり、障がい者の状況調査、説明等手続きをするなかで、情報の整理が徐々になされつつある。 現場の相談員等にこの情報を提供しながら、島根県版としてどのような形、どう活かしていけるか検討したい。	既に一部の市町村において、同じ目的で「相談支援ファイル」として取り組まれているので、今後全市町村に広がるよう働きかけていく。教育と福祉の分野が連携して取り組んでいく。	障がい福祉課
130	03出雲	06_障がい施策	01_自立支援関係	発達障害者へのデイサービス等のサービス提供について	発達障がいを持つ若者の居場所がない。 東部発達障がい者支援センター「ウィッシュ」による相談機能に加え、デイサービスやケアカウンセリング、教育トレーニングなどの専門性を活かしたサービス提供をして貰いたい。	発達障害者支援センターは、発達障がい児（者）への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関。 要望のあった発達障がい児・者に対する一般的なサービス事業は、市町村を中心に行うものと考えている。 市町村で事業を行う場合、給付費、地域生活支援事業などで財源が用意されているので、出雲市の中で検討を深めていただきたい。 なお、サービス提供を実施する場合には専門的なアドバイスや情報提供が必要だと思われるので、その点については引き続き発達障がい者支援センター「ウィッシュ」の方で関わりを持って協力させていただく。	回答のとおり	障がい福祉課
131	04県央	06_障がい施策	01_自立支援関係	特定相談支援事業について	精神障がい者アウトリーチ推進事業の開始に伴い、特定相談支援事業を開始し、大田市全域の計画に入ったところ。 その数は数百を超えることになり、2名の相談支援員で始め、4月から3ヶ月が経ったが、もう限界の状況。8月からは、1名相談支援員を増員し、何とかこなそうと考えている。 ケアマネと事業者それぞれに支援計画を立てている実態を知っていたが、本当にそのことが必要なことなのか、当事者にとって最も重要なことなのか、「誰のために、支援計画を立てるのか」本末転倒しないよう、是非ともご助言を受けたい。	このたびの制度改正で、原則全てのサービス利用者にサービス利用計画を作成し、定期的に利用者のもとを訪問してその状況をモニタリングし、必要に応じ計画の見直しを行うこととなった。 制度の運用に当たっては、「利用者にとって必要なものは何か」が最優先されなければならないし、また、事業者に過度あるいは不要な負担をかけないという視点も必要と思う。 制度が始まったばかりで、利用者本人、事業者、行政も未だ慣れていないことから、混乱もあると思うが、現場の実態を聞きながら制度の運用に努めて参りたい。	制度が円滑、かつ、事業者の過度な負担がかからないように運用していけるよう、相談支援専門員に対する研修を行った。	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
132	04県央	06_障がい施策	01_自立支援関係	精神障がい者の会とリーチ事業について	<p>精神障がい者アウトリーチ推進事業とは何か。 厚労省の狙いは、未治療者、早期支援が必要な者、引きこもりの者に対して、医師や看護婦、相談支援員などがチームを組み、必要に応じて訪問する事業となっている。 しかし、本当の狙いは、病床数を減らし、今後10年間に退院を72,000床を減らすことだが、全く落ちがかない。 本当に入院患者を減らすならば、財政もお金も付けて具体的に数値も上げて入院患者を減らしていくというぐらゐの国の対策があるとうれしい。 諸外国のように大きな目標を掲げて、国の対策として財源を確保し、具体的に政策に反映して頂きたい。</p>	<p>今年度から自立支援法による法定給付化された「精神障がい者退院支援事業」については、入院患者を対象とするものであり、在宅の精神障がい者を対象とする「精神障がい者アウトリーチ推進事業」とは基本的に事業の対象が異なるものと認識している。 どちらの事業も精神障がい者の地域生活の促進、維持・継続をしていくために必要な事業であると思っており、車の両輪のごとく両方あいまって精神障がい者の方にアプローチをしていくことが必要と考えている。 「精神障がい者アウトリーチ推進事業」については、国においてモデル事業終了後の一般制度化（診療報酬化・自立支援法による法定給付化）に向けて、具体的な検討がされると聞いており、地域の限られた人的資源が有効に活用できる制度となるよう、国に対して意見を伝える。</p>	回答のとおり	障がい福祉課
133	04県央	06_障がい施策	01_自立支援関係	精神入院患者が減らない理由	なぜ精神入院患者が一向に減らないのか見解を聞きたい	<p>精神障がいの方にはいろいろな事業の支援等を受けて退院する方が増えている状況にあるが、一方で認知症の方を精神科の病床で受け入れざるを得ないということがあり、病床減につながらない。 認知症の方の対策についてもこれからは施設や病院よりも地域で支援をしていくという考え方に立っているところもあり、結果として精神科の病床も減っていくのではないかと期待をしているところ。</p>	回答のとおり	障がい福祉課
134	04県央	06_障がい施策	01_自立支援関係	民間賃貸に入っている障がい者への家賃補助について	<p>グループホームが満員で、アパートに入っている人の家賃の補助をして頂きたい。 グループホームに運悪く入れない人達の援助を考えて欲しい。</p>	<p>昨年10月から、グループホーム入居者に対し、1万円を上限として家賃補助が開始された。これは、福祉サービス利用に当たっての負担軽減を図る観点から実施されたもの。 結果として、民間住宅に入居する場合には、グループホーム入居の場合に比べ、より多額の費用負担が必要となり、該当の方が負担に感じられる気持ちは理解できる。 しかし、この問題は障害福祉サービスによらず、自宅で暮らしている障がいのある方に、どこまでの生活上の支援（所得保障）を行うかという大きな課題の一環として検討されるべきものと考えられ、今後の国の検討を待ちたい。 なお、県においては、必要な方には、円滑にグループホームに入居していただけるよう鋭意その整備を進めている。</p>	回答のとおり	障がい福祉課
135	04県央	06_障がい施策	01_自立支援関係	圏域で活動に対する支援について	<p>定例会を大田市内で開催しているが、会員は全てが市内ばかりで、圏域と言うにはだいぶかけ離れていると感じている。 当初は県央保健所を軸として、年に一度くらい圏域に出かけて勉強会などをやっていたが、もう一つ反応が無く、最近市内だけの活動となっている。 原因はいろいろあると思うが、そここのところの意見を聞かせて欲しい。</p>	<p>引き続き皆様の意見を聞きながら、特に、次の点について取り組んでいきたいと考えている。 ・市や町の保健師が、脳卒中退院患者への訪問支援を行う際に、「友の会」のPRを行っていただくよう働きかける。また、市町保健師にも「友の会」に参加して貰い、障がいや活動について理解を深めて貰えるよう働きかける。 ・保健所主催の会議等で、出席者へ「友の会」の活動をPRする。 ・失語症の方で、高次脳機能障がいの症状に該当する方には、圏域の相談支援拠点に繋げて支援していく。</p>	<p>・「圏域脳卒中等対策調整会議」において、次のことを働きかけた。 ○市町保健師が脳卒中退院患者へ訪問支援を行う際に、「失語症友の会」を紹介してもらうこと ○市町保健師に対して「友の会」の活動に参加していただくこと ○高次脳機能障がいの症状に該当する方を圏域拠点に繋げていただくこと ・保健所主催の「圏域高次脳機能障がい者支援研修会」「地域リハビリテーション関係者研修会」において、啓発用チラシを配布し「友の会」のPRを行った。</p>	県央保健所

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
136	05浜田	06_障がい施策	01_自立支援関係	就労事業振興センターの今後について	<p>工賃倍増計画が平成19年から23年にわたり計画され、本県においても就労事業振興センターを立ち上げ後押しをしている。結果、本県の平均工賃が、全国22位から7位に上がった。</p> <p>ただ、工賃倍増は一気には難しいことから、現実路線に行くということで、工賃向上計画に落ち着いたと思うが、今後、この工賃向上計画を進めるにあたり、就労事業振興センターがどうなるのか。継続されるのか、そのあたりの検証をどのようにされているのか。</p> <p>もし就労事業振興センターが存続するのであれば、そのあたりの見直し、方針転換等どういうところに重点を置かれるのか</p>	<p>工賃向上計画を達成するためにもこのセンターの支援機能は、ますますその期待が高まってきている。</p> <p>今年度からは、このセンター機能とともに、従来からある就労事業振興協議会（県内51事業所が加盟）の事務局の機能を担い、各事業所からの意見、情報の集約など、機能強化をしている。</p> <p>また、工賃向上の一助として障害者施設からの調達推進法が成立し、来年度から、障がい者施設への発注目標額を具体的に定めて取り組むこととなり、官公庁との窓口、取りまとめ的な機能をセンターが担うことを期待している。</p> <p>今後も、センターが工賃向上に向け有効に機能するよう県としても応援していきたい。</p>	回答のとおり	障がい福祉課
137	05浜田	06_障がい施策	01_自立支援関係	障がい者雇用の促進、情報提供について	<p>障がい者の雇用枠を更に拡大し、障がい者でも住みやすい環境作りと情報提供をお願いしたい</p>	<p>障がいのある方の就労を促進するために、各圏域に障害者就業・生活支援センターを設置しており、障がいのある方の就労支援をしている。また、障がいのある方もできるだけ安心して仕事についていただけるよう、民間企業への実習の促進を行っているところ。</p> <p>就労については、国全体の取り組みが大切であり、障がい者雇用促進法制が充実するのが重要。</p> <p>県では、障がいのある方の就業状況などを掲載した情報誌「レインボー」を発行したり、啓発シンポジウムや各種セミナーを開催することにより、障がい者雇用に関する啓発を行っている。</p> <p>また、障がい者雇用に積極的に取り組んでいる企業を「しまねゆめいくカンパニー」として認定し、県のホームページ等でPRしている。</p>	回答のとおり	障がい福祉課
138	06益田	06_障がい施策	01_自立支援関係	福祉医療制度のありかたについて	<p>障がい者と高齢者は医療を受ける頻度や必要性が健常者より多い割に、現在の制度では、その助成自体が年金額に沿っておらず、また市町村によってその内容がバラバラとなっている。</p> <p>県で統一した福祉医療制度となる様検討頂きたい。</p> <p>県費が無理であれば県で市町村の指導をして貰いながら、障がい者、高齢者が県内どこの市町村においても同じ医療費で対応して貰えるような制度としていくべきでないだろうか</p>	<p>現在の1割負担については、障がい者団体の方や一部市町村から自己負担限度額の引き下げや、平成17年度改正以前のように県下一律で定額自己負担を求めるものなど、様々な意見をいただいている。</p> <p>この医療費助成制度の実施主体は市町村となるので、県としては各市町村の意向を尊重しながら、この制度のあり方について検討を続けていきたいと考えている。</p>	回答のとおり	障がい福祉課
139	06益田	06_障がい施策	01_自立支援関係	入所施設の存続について	<p>各地区で苦勞しながら設置されてきた入所施設は、今日までその役割を十分果たしてきており、ただ財政的理由からのみの廃止議論というのは少し乱暴すぎる気もしている。</p> <p>24時間ケアを受けなければ生きていけない障がいを持った皆さんのためにも、入所施設というのは、これからもどうしても必要。</p> <p>今後とも存置する方向での検討をお願いする。</p>	<p>障がい福祉サービスの基本的な方向性は、「住み慣れた地域のなかで安心して生活ができるよう支援する」ことであり、「施設から地域生活へ」はゆるぎないものであり、これ自体適当なことと考えている。</p> <p>昨年示された国の総合福祉部会の提言においても、「施設の果たしている役割を評価しつつ、今後地域のサービス基盤整備の進展を見据えながら、長期のスパンで入所施設の役割など、その位置づけを検証する」との趣旨で整理されており、現在のところ、施設を廃止するとの議論は無いと考えている。</p> <p>必要のある方には、障がい者支援のセーフティネットという位置づけで実施されるべきものと考えている。</p>	回答のとおり	障がい福祉課
140	06益田	06_障がい施策	01_自立支援関係	益田圏域における障がい者就労事業所の確保について	<p>益田圏域においては、障がい者の働ける事業所が少なく、常用雇用が難しい状態である。</p> <p>障がい者助成金等の活用もあるが、正社員への登用も少ない。</p> <p>A型事業所は、きのこハウスの1施設だけであり、B型作業所も満杯状態で、新たな認定施設の開拓も必要である。</p>	<p>益田圏域における就労系事業所は、障害福祉計画と比較すると、特に、就労継続支援B型について見込み量とのかい離が大きい状況である。</p> <p>これまで、事業所の新設に向けた動きがあれば、担当者が当地に出向き、事業実施に向けた助言を行ってきた。</p> <p>今後とも、技術的な助言や必要に応じて補助制度を活用して新規事業の参入を促していきたい。</p> <p>また、市町においても、自立支援協議会の中で議論いただき、必要なサービス資源の確保に向けて引き続き取り組んでいただきたい。</p>	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
141	06益田	06_障がい施策	01_自立支援関係	益田市のタクシー助成制度の充実について	益田市における障がい者等の移動に関する補助は、無に等しい状況にある。 益田市のタクシー券助成制度は、1年間に500円券が12枚、6,000円分でしかなく、月に1回しか利用できない状況にある。 益田市の施策であるが、県としても市に対して改善を指導して頂きたい。	タクシー利用助成については、県内幾つかの市町村で実施されているが、各市町村独自の事業であり、地域の実情に合わせて助成の内容について規定され実施されている。	回答のとおり	障がい福祉課
142	06益田	06_障がい施策	01_自立支援関係	障がい者の結婚活動への支援について	障がいを抱えて生活している青壮年代の結婚が難しくなっている。 日本古来の「お見合い」という出会いの場が廃れている現在において、障がい者においては、個人情報保護がネックとなっており、出会いの場が廃れている。 県においても、障がい者のお見合い等の結婚活動を推進して頂きたい。	県では地域生活支援事業の社会参加促進事業の中で、「身体障がい者結婚相談事業」を障害者社会参加推進センターに委託して実施しており、結婚相談員を置き結婚相談所（毎週月・木曜日開所）を設けて、相談に応じている。 また、障がい者同士だけではなく、障がい者と健常者の結婚も当たり前のことであり、少子化対策推進室で実施している通常の縁結び交流事業についても、この相談所で情報提供を行っている。 なお、PR不足への指摘については県社協とも相談し、今後のPRのあり方等を検討していきたい。	回答のとおり	障がい福祉課
143	07隠岐	06_障がい施策	01_自立支援関係	障がい者の就労支援に係る農業分野との連携について	障がい福祉課の施策として3の重点推進事項の中の障がい者の就労支援という項目があり、今後の就労機会の拡大の促進と工賃向上のために農業分野との連携事業をやるという部分があるが、少し詳しく説明して貰いたい。	障がい者の就労支援事業所で積極的に取り組んでいただいているが、内職的な作業で工賃が非常に安い。これが農業法人や、大規模農家で部分的に雇って貰う場合、単価が高く、これを進めれば工賃も上がり、農業分野の担い手不足も解消でき、また福祉事業所の加工場で、収穫された農産物を商品開発すれば農業の6次産業化につながることで計画した事業。 今年度は、どこにどういう農業の需要があり、その働き手を供給できる福祉事業所がどこにあるということをマッチングする組織を作ろうと準備をしているところ。10月からその組織を立ち上げて具体的な活動ができるのではないかと思っている。	平成24年10月に農福連携事業の組織を立ち上げ、現在、各圏域の実態を調査中。平成25年度から具体的なマッチングを始める予定。	障がい福祉課
144	07隠岐	06_障がい施策	01_自立支援関係	工賃向上計画の方向性について	前回工賃倍増計画があり、平成23年は月額1万5,479円で倍増はしてない。 今度は工賃向上計画になり、すぐに具体的な数字は表せないと思うが、どのような方向になるのか教えて欲しい。	工賃向上について、倍増までは及んでいないが、平成23年度の島根県平均が1万5,479円、前年度比5.4%増、22年度の全国順位は第6位で、非常に頑張っていた。それぞれの事業所で一生懸命取り組んでいただいたことが一番大きな要因だと思っている。 県の支援事業では、商品開発に対する支援、販路拡大員の人件費補助などを行っているが、そうした事業を活用された事業所の工賃は非常にアップしている実績があるので、引き続き支援を実施していく。	回答のとおり	障がい福祉課
145	01松江	06_障がい施策	02_精神保健	学校現場での心の教育について	学校教育現場で心の教育に取り組んで欲しい。 精神疾患は早期発見早期治療が重要とされています。保護者を巻き込んだ心の教育をお願いしたい。	学校教育現場での「心の教育」の実施主体は教育委員会になると思うが、各保健所で「こころの健康に関する出前講座」を実施しており、学校から依頼を受けて、心の悩み、心の病気に関する相談への対応を行っている。 その他、教育委員会や市町村などでも、学校教育現場を対象とした「心の教育」に関連した様々な取り組みがされていると聞いている。 指摘のとおり、精神疾患は早期発見早期治療は大変重要なので、健康福祉部としても、「心の教育」の充実に向け、適宜関係機関との協力を努めたい。	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
146	01松江	06_障がい施策	02_精神保健	福祉医療制度の精神障がいへの適用拡大について	福祉医療費助成制度を精神障がい者にも適用して欲しい（入院医療費現在3割負担） 鳥取県、山口県では県単独で助成されている。島根県も是非検討して欲しい	現状において、精神障がい者の医療費助成に関して通院が中心となっている。精神保健福祉領域での課題の一つに、いわゆる社会的入院の問題があり、この課題を解決するため「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な考え方にに基づき、地域生活・地域定着を推進するための諸施策が展開されている。入院への医療費助成はこの動きに逆行するところがあり、すぐに精神入院患者に医療費助成することが判断できる状況にはない。 今後も国や他の都道府県の状況について注視をしていきたい。	回答のとおり	障がい福祉課
147	02雲南	06_障がい施策	02_精神保健	精神保健ボランティアの養成について	精神保健ボランティアの養成は、保健所の事業によってなされてきたが、近年、ボランティア養成を巡る事情も国の政策等により変化した。県内においても、精神保健ボランティア養成のための独自予算がなく、自立支援ボランティアやピアサポーター等の養成と合わせ研修が行われていると聞く。施設等の現場においては、精神保健ボランティアに対するニーズがあるが、会員の減少や高齢化に伴い、ニーズに応えられない現状がある。 各地域において、志に賛同する地域住民とともに担っていただき、会員登録をして、後から保健所の研修会に出ていただくようにして急場をしのいでいる。 島根県においては、精神保健ボランティアの養成に対してもう少し力を入れていただくようお願いしたい。	自立支援ボランティアやピアサポーターが、長期入院の方の地域生活移行促進のための相談や同行支援など、個々の方を対象とした支援を担うのに対し、精神保健福祉ボランティアは、地域における普及啓発事業実施時や病院でのグループ活動時などに、個人を対象としない多岐にわたる支援を担っており、それぞれが地域で精神障がい者の方を支えるための役割は若干異なっている。 県としては、精神保健福祉ボランティア、自立支援ボランティア、ピアサポーター、そのいずれの活動も地域で精神障がい者の方を支えるため必要不可欠と考えており、地域の方の意見も伺いながら、それぞれに募集の強化や研修内容の充実を図るなど、今後も保健所が中心となって積極的な養成に努める	回答のとおり	障がい福祉課
148	02雲南	06_障がい施策	02_精神保健	退院後の支援体制整備に係る指導助言	改正後の地域移行・地域定着支援事業や個別給付化された地域相談支援のサービス基準を見ると、精神科病院から遠い雲南圏域においては、これらの基準を踏まえた退院支援は現実的には非常に困難な課題である。退院後の支援体制の整備についても、圏域の特性、実情に応じた支援とあるが、具体的に指導助言をお願いしたい。	本県では、精神障がい者の円滑な地域生活へ移行を支援するため、身近な地域において生活や社会参加を支えるピアサポーターや自立支援ボランティアを各保健所で養成している。 雲南圏域では現在、ピアサポーター3人、自立支援ボランティア7人の登録があり、最低月2回の同行支援には、これらの登録者の積極的な活用を図ることが事業者の負担を軽減するためにも有効であると考えられる。 また、個別給付化の課題解決とは少し視点が異なるかもしれないが、地域における精神障がい者の受け入れの機運を醸成するためには、精神疾患や精神障がいに関する正しい理解の普及啓発を図る必要がある。 このため地域において精神障がい者と住民等が直接交流する機会を提供する交流事業を実施しているが、この取り組みの継続も重要であると考えている。	回答のとおり	障がい福祉課
149	02雲南	06_障がい施策	02_精神保健	雲南地域の課題に係る分析・今後の見通しについて	島根県障がい福祉計画に、雲南地域の課題として「入院中の精神障がい者の地域生活への移行を促進するため、退院後の支援体制等の整備が求められる」とある。 地域課題として、この2行にまとめられるまでの分析及び今後の見通しについて説明をお願いしたい。	雲南圏域において、地域移行・地域定着が進まない事には、様々な原因が考えられるが、圏域外に入院される方が多いため、医療機関との連携確保が難しいことや退院後の住居の問題などが大きいのではないかと考えている。 これらの原因の解決は簡単ではないが、今後、精神障がい者地域移行支援圏域会議等の場で、市町や事業者の意見も聞きながら、地域の実情にあった支援体制を構築し、地域生活・地域定着を前進させたいと考えている。	回答のとおり	障がい福祉課



No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
150	05浜田	06_障がい施策	02_精神保健	精神保健手帳保持者の入院中のサービスについて	<p>精神保健手帳について、入院中（特に長期入院）の方にとってはまだまだメリットが少ないのが現状。                      実際、入院中の方は手帳の対象者ではあっても、メリットが少ない為、申請・取得・普及につながりにくい。                      本来、重症の方ほど障がい者手帳の恩恵を受けられるはずだが、現状としてはそのようなになっていない。                      このような現状を島根県としてどのように把握し、考えているか。また入院中の方へのサービス拡大について意見を伺いたい。</p>	<p>入院中の精神障がい者の地域移行・地域定着を「第3期島根県障害福祉計画」で目標として掲げており、現在のところ手帳所持者への入院医療費助成制度創設は考えていないが、今後も国や他の都道府県の動きの注視は続ける。</p>	回答のとおり	障がい福祉課
151	01松江	06_障がい施策	03_障がい児施策	ペアレントメンター養成とペアレントトレーニングについて	<p>分かりにくい障がいである発達障がいや軽度の知的障がいを有する子どもの子育てに必要なのは、保護者の「子どもをそうさせている障がいへの理解」と、「相談しやすい状況」を作ること、「相談窓口や協力者」を増やすこと等だと感じている。                      その中で取り組みが遅れているのは、障がいがあった時点でのペアレントトレーニングである。                      親子関係が崩れてしまう前にすみやかに取り組むことが大切だが、県で行っているペアレントメンター養成講座も有益に活用できると思う。                      今後の取り組みに期待している。                      人間関係が希薄になってきている日本の社会で、家族関係も様々な弱さを持つようになっている。家族が全てにわたってよいわけではない。                      障がい児の育ちにあたって、家族支援の大切さを十分承知して欲しい。</p>	<p>指摘のとおり、発達障がいの子どもの対応は、子育てしづらい特性を持つため、家族の負担も一般的な子育て以上の負担があると認識している。                      発達障がい児の親が、子どもの障がいの特性を理解するための知識や、子どもに適した支援技術を学ぶ「ペアレント・トレーニング」という手法があり、日常場面で子どもの発達を促したり、親の子どもへの関わり方についてよい効果があると言われており、発達障害者支援センターや市町村、児童相談所などで取り組みが始まっている。                      また、障がい児の子育ての経験があり、先輩親として「信頼のおける相談相手」となる「ペアレント・メンター」の養成にも取り組んでいるところ。                      今後も「ペアレント・トレーニング」と「ペアレント・メンター」の2つの家族支援手法の普及について取り組む</p>	回答のとおり	障がい福祉課
152	07隠岐	06_障がい施策	05_障がい者団体	家族会への支援について	<p>自立支援法が施行後グループホームで生活する子どもが多くなっており、障がいのある子ども達が、地域に溶け込み、安全に、安心して生活するためには家族会が中心になって行かなければならないと思っている。                      そうした中で、家族会は会費で運営をしているが、構成員が高齢化し、わずかな年金で補うというのが難しくなっており、ソーメン等を売って補っているが、運営費の捻出に苦慮している。                      家族会に対する助成金など支援をお願いしたい。</p>	<p>障がい者支援については、施設整備などハード面と、障がいに対する理解の啓発などソフト面をあわせて、バランスよく整えていく必要があると考えている。                      ソフト面については、H23年度から鳥取県と共同であいサポート運動という県民運動を展開している。社会福祉協議会に相談頂ければ、講師派遣をするので、取組に協力をお願いしたい。                      この度の法律改正により、地域生活支援事業に家族や地域住民が自発的に行う活動に対する支援事業が追加されることとなった。詳細はまだ分からないが、情報が入ればお知らせする。</p>	回答のとおり	障がい福祉課
153	03出雲	06_障がい施策	05_障害者団体	育成会への活動支援について	<p>会員の会費、賛助会員、助成金等により運営を行っているが、助成金は年々減少し、運営が大変厳しくなっている。                      今後も障がい者とその家族が、豊かで安心した地域生活を実現していく為に、更なる活動の充実を図っていきたくと考えており、助成等の支援をお願いしたい。</p>	<p>本県では、毎年「島根県心身障がい児（者）親の会連合会」を通じて、事業費（大会経費、研修経費）及び療育キャンプの実施経費に対して補助を行っており、引続き支援していく。                      なお、平成25年4月1日施行の障害者総合支援法において、市町村の地域生活支援事業として、障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行う事業が追加された。                      この法律に基づいて市町村から新たに支援がされる可能性があり、詳細が分かれば市町村を通じて情報提供できると思っている。</p>	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
154	02雲南	06_障がい施策	06_障害者団体	精神保健福祉ボランティア団体の活動に対する支援	精神保健福祉ボランティアの活動について、遠距離の会員は木次にまで出ること、経済的、肉体的、精神的負担があり、活動に参加できないという悩みがある。そのため、地域ごとにグループを作り、その中で活動を行っている。 ボランティア団体の活動支援、特に活動のための移動に補助金等の何らかの配慮がなされることを強く願う。	精神保健福祉ボランティアの活動に関しては、現在、県から島根県精神保健福祉ボランティア連絡協議会に対して、普及啓発事業に係る費用に対して補助金を支出し、支援を行っているところ。 遠距離のボランティアの方の負担が大きい点については全県的な課題であると認識しているが、現在のところ個々の交通費に対する補助等の検討はしていない。 先般国会で成立した障害者総合支援法の中に市町村が実施する地域生活支援事業があり、障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援というのが追加されることになっている。 詳細について、交通費がこの対象になるかどうかまだ定かではないが、今後この情報に留意し、情報が得られれば情報提供させていただく。	回答のとおり	障がい福祉課
155	02雲南	06_障がい施策	06_障害者団体	精神保健福祉ボランティア団体の活動の実態についての理解	本県に来る前まで東京にいた。電車などで少し出れば500円とか、どんなに遠くてもそのぐらいで済んでしまうが、本県の場合、少し出ても交通費にしたら2,000円、3,000円、下手したら5,000円以上かかってしまうのが現状。それにおじけづいてなかなか出られないというのでは活動がだんだん縮小していくことになると思っている。 高齢化の中でボランティアをやっていただく方がいない。若い人がボランティアを、今、支えなくてはならない。 ほかのメンバーたちがほとんど高齢で車もなかなか出せない。いろいろなことができないという状況の中で、私のような人間が一番若い人間として、いろいろなことをさせていただいているという現状を、県やこの場にいる方々に分かっていただきたい。	ボランティアの方等をとおして、精神障がいの方に対する理解を広げていきたい。特に精神障がいの方を地域に移行させるということが一番のポイントになる。 今後もボランティアの協力というものは是非ともお願いしたいと思っており、その活動に何らかの支援ができればと思っている。	回答のとおり	障がい福祉課
156	06益田	06_障がい施策	06_バリアフリー	障がい者用トイレの整備について	ストーマ用のトイレの増設をしてほしいという希望がある。道の駅などでは増えてきたが、まだまだ少ない。せめて公園や公共施設に造ってもらえると安心して外出できるのだが。炎症性腸疾患は、若年層の患者が多く、学校や職場でのトイレに困ることがある。 特に洋式のトイレがあると安心して通えるという声もあるので、是非、増設や事務所のトイレの改装の補助などを検討してもらいたい。	高齢者、障害者等が生活しやすい町はすべての人が生活しやすい町であるとの認識に立ち、高齢者、障害者等の行動を妨げている様々な障壁を取り除く、ひとにやさしいまちづくりを進めていくことを決意し、本県は「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」を制定。施設整備等については、事業者は、県及び市町村が実施するひとにやさしいまちづくりに関する施策に協力するよう努めることとしている。 一般的な洋式トイレを整備する際の助成制度はないが、オストメイト対応トイレの整備については、国の基金を財源として実施している「島根県障がい者自立支援特別対策事業」により、市町村が実施主体となって、既存の公共施設等に設置されている身体障がい者用トイレにオストメイト対応設備を整備する際に補助する制度があり、この制度を活用し、これまでオストメイト対応トイレが整備されてきた。 今後整備する際には、各施設管理者で対応していただくことになる。 県としては、難病に関する正しい知識の普及について今後も関係機関とともに取り組むこととしている。	回答のとおり	障がい福祉課 健康推進課
157	06益田	06_障がい施策	06_バリアフリー	視覚障がい者用交通信号付加装置の設置について	視覚に障がいを持つ者の安全で安心した社会生活を推進するために、道路交差点の信号機の改善を強く求める。 本年3月に、島根県警察に対して視覚障がい者用交通信号付加装置の設置要望したところ。 県としても、警察当局に働きかけて頂きたい。	今回こうした要望があったことは警察本部に伝えた。 警察本部においては、これまでも順次整備を進められてきたところであるが、県内各地域から整備要望が出されているようであり、今後も計画的に整備をしていく方針であると伺っている	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
158	02雲南	06_障がい施策	07_その他	自死への組織的対応について	<p>自死の問題について、この雲南圏域では非常に多い。他所の圏域の2倍ぐらいあるということは、対策がぬるいと思う。</p> <p>雲南圏域では市と奥出雲も飯南町もバラバラ。圏域の自立支援協議会になっていないので、圏域で対応ができないのではないか。各市町には自立支援協議会があり、そこで対応をすれば1例でも2例でも防げる。</p> <p>今、市でも町でも保健所でも電話対応が出来るようになってきている。命の電話もあるが、それらは電話をかけられる人に対する対応。</p> <p>通報などあればすぐ対応できる体制を県から指導していただきたい。</p> <p>保健所、市町、一体となって連絡をきちんとして対応をするという組織にしていきたい。</p>	<p>雲南管内は各市町村単位、又保健所も加わった圏域単位での自殺対策のために運営協議会をもっているが、行政の連携だけでは限界があり、それぞれのケースごとで反省すべき点、課題等を整理し、地域全体で自殺を防ぐ、SOSを発信されている方を受け止められる地域づくりが必要。</p>	回答のとおり	障がい福祉課
159	02雲南	06_障がい施策	07_その他	自死への対応についての要望	<p>自死の問題について、すぐに対応するように、面接をすぐやるということが大事ではないか。</p> <p>三日・四日、間を空けなくて、その間に亡くなっているということもあり、すぐ対応するというのが一番だと思うのでよろしくお願いする。(要望)</p>	<p>(雲南市)</p> <p>個々のケースの対応について、保健所、警察、地域との連携をできるだけするように努めているが、力不足などもあり残念な結果に終わることも多いということは真摯に反省をしている。保健師も力量を高めるための努力をしている。</p> <p>市では自死を防ぐという意味を含め、地域自主組織などを中心に、地域づくり、街づくりを市の方針として向かっている。市でも庁舎内、外での検討会議をもち、遺族の話聞く機会を持っている。</p> <p>この他、ゲートキーパー養成研修を行い、市職員、民生児童委員、議員等いろいろな方を対象に研修を行っている。</p> <p>今後、市民へどういう形でこれを広げ、多くの方に受講していただくか、また、自立支援協議会との連携等、具体的に検討していきたいと思っており協力をお願いしたい。</p> <p>(県)</p> <p>障がいの方もいろいろおられ、その方々の支援について地域でどうやって支援をしていくかということも課題が山積しており、協議をする中で、自死問題を含めては、なかなか話が出来ないのが現状。</p> <p>各種自殺対策は、県、市町村それぞれ推進可能であると思っており、強化、連携は当然図っていく必要があるものと考えている。</p>	回答のとおり	障がい福祉課
160	02雲南	06_障がい施策	07_その他	施設整備に係る課税減免等について	<p>施設整備に係る土地購入について、価格の約20%が地権者に課税され、一定の条件を満たし、税務署との事前協議を経た段階で、個人について特別控除(最大5千万円)を受けられる制度がある。租税特別措置法の適用を受けることが条件だが、第1種社会福祉事業については簡単にはできない。</p> <p>平成23年度改正で簡易課税の制度が広げられ、ケアホームとグループホームについてはこの制度の適用を受けられるが、ショートステイについては盛り込まれていないことから、地権者に税金がかからない制度が欲しい。</p> <p>ただ土地収用法の事業認定を受ければ今でもできるが、時間を要し(8ヶ月程度)、多額の経費がかかるという問題があり、断念する法人があると聞いている。</p> <p>良い国庫補助制度があるのに活用できないのは残念なことであり、柔軟に対応出来るよう国へ申し出して欲しい。</p>	<p>グループホーム、ケアホームの整備については、まだまだ整備率、充足率が低く、各事業者の協力を頂いて整備していかないといけないと認識している。</p> <p>整備に当たり土地の確保などの諸課題について、意見の租税の関係では、国の法律が関係するので、地域の実情を厚生労働省や総務省などにきちんと伝えていく努力はしていきたい</p>	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
161	04県央	06_障がい施策	07_その他	膀胱がん患者への支援について	膀胱がんで手術により外に袋をつける方は補助金が出が、内側の方には一切補助がない。高齢化したら尿が外に漏れるのがわからず、外出が困難となっている。この方には助成金も何も出ず、失禁パンツも高値で金銭的な面で苦勞しておられるが、何か良い方法で救済はできないものか。	膀胱がん等の治療のため、お腹に排泄の出口（ストーマ）を新たに造る手術を行った場合、排泄は排泄管理支援用具（ストーマ装具）を使用して行うこととなり、ストーマ装具の交換が日常的に必要となる。このストーマ装具については、市町村に給付又は貸与の制度がある（地域生活支援事業「日常生活用具給付等事業」）。膀胱がんの有無にかかわらず、加齢による尿漏れは生理的に誰も生じる現象。 尿漏れについての対処方法や有効な情報については、市町村保健師や地域の相談機関に相談してみられてたい。 また、質問の内容からは、ストーマ装具の必要となる手術をされたのか、尿が漏れることが膀胱がんの手術によるものなのか、高齢化によるものなのか測りかねるので、かかりつけ医にも相談されたい。	回答のとおり	障がい福祉課
162	04県央	06_障がい施策	07_その他	肝炎患者の障がい者手帳取得について	肝炎対策に関して、広島県では障害者手帳2級の申請したらとおり島根県では全然とおらない。 2級の障がいを取ろうと思っても取れないし先生も書いてくれない。 広島県でとっておってもそれを島根県にもって帰っても却下されてだめになる。 これは一体どういう仕組みになっているのか。	身体障害者手帳交付の判定では客観的な基準が設定されており、地域的なばらつきが出るということは極めて考えにくい状況である。 ただし、肝炎の手帳認定はかなり重症化した方でないと該当にならず、他の内部障がいと比較して厳しすぎるという意見があるのは事実。 身体障害者手帳は全国一律の制度であるので、国において検討されるべきものとするが、平成22年に国が自治体に対して行った調査において、島根県としても認定基準が厳しすぎるという医師の意見があることを伝えている。	回答のとおり	障がい福祉課
163	04県央	06_障がい施策	07_その他	障がい年金について	障がい者年金の査定で、等級が2級から3級になった人達で就職できればいいが、出来ていない人達は生活を今まで以上にきりつめないといけなくなる。 せめて、新しく就職できるまでは2級の年金をもらえるというような処置をとってほしい。	障害年金を含めた年金制度の運用は、日本年金機構で行っており、県として判断できる事項ではない。 なお、障がい者の就労支援については、障害者就業・生活支援センター、就労支援センターによる一般就労へ向けた支援を行っている。	回答のとおり	障がい福祉課
164	05浜田	06_障がい施策	07_その他	障がい者に対する理解を深める教育について	福祉教育について、障がい者に対する理解を深める教育をお願いしたい。 日々事業を進める中で、地域の中でまだまだ差別発言など事例に遭遇する。そういう中で一番大事なものは人間教育をしていかなければいけないと思っている。 人間力を高めるために、子どものときから福祉教育をしていく必要があると思っている。 地域福祉課の資料を見ると、福祉人材確保対策で小中学校のふるさと教育の中に、そういう配慮に対する理解を深めるカリキュラムを取り入れたと書いてあった。 そうした中で、教育委員会としっかり連携して、小中高での教育も必要ではないかと思っているが、所見があれば伺いたい	介護人材確保の取組の一環として、小学校高学年・中学生用に「高齢者介護の仕事を知ろう」という副読本を作り、ふるさと教育の中で学んでもらおうと教育委員会と話を進めている。学校の先生から話をしてもらうことが難しいため、この副読本を使って話をさせていただく方を介護施設などへお願いするなど探しているところであり、今後も取り組んでいく。 なお、こうした取組は、医療、保育、特別支援教育、食育なども同様に教育委員会と連携して取り組んでいる。そのため、健康福祉部と教育委員会と年間不定期だが複数回議論する場を設けており、頂いたご意見も含めて、さらに教育委員会で取り組んでいただくことについて情報交換しながら取り組んでいきたい。	介護の仕事を理解するための小学校高学年、中学生用副読本を作成、配布した。	地域福祉課 健康福祉総務課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
165	05浜田	06_障がい施策	07_その他	障がい児との交流について	障がい者に対する学校教育もかなり協力的にして頂いており感謝している。 トイレの改造、手すりの設置、エレベーター等施設的には満足している。 健常児との交流がたまにスムーズに行かない面があるようだ。	県では、障がいに対する理解を広め、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会（共生社会）の実現を目指して、障がいに関する普及啓発活動として「あいサポート運動」に取り組んでいる。 この運動では、発達障がいなども含め12の障がいについて、その特性や必要な配慮などをわかりやすく解説したパンフレットを作成し、あいサポーターの方に勉強してもらっている。 二分脊椎症については、このパンフレットには載ってはいないが、この運動を通じて、特別な配慮が必要な方への接し方などについての理解が広まっていくことを期待している。	回答のとおり	障がい福祉課
166	07隠岐	06_障がい施策	07_その他	「障がい」の表記について	資料で、「障がい」の「がい」の文字が、ひらがなになったり漢字になったりしているが、どう使い分けているか。	字句の使い方について、障がい者の「がい」という字が、漢字にすると否定的なイメージがあるので、県が作成する資料等についてはひらがな表記とするルールにしている。 国の法律等に基づいた用語は漢字表記としている。	回答のとおり	障がい福祉課
167	03出雲	08_その他（共通）	01_県の組織	県職員の人事異動について	身近で連携していた県の担当の方たちの異動が、本年度総替わりの状態で行われた。 地域の現場で関わる者への混乱への配慮を感じられなかった。	県職員の人事異動は毎年度2,000人程度ととても大規模なもの。 異動に当たっては、本人の希望や組織の都合など、様々な事情を考慮することが必要。事業の継続性という観点も、異動の際に配慮すべき重要な事項。県が各種施策を進めていく際には、現場のニーズを把握し、それらを踏まえた上で、各機関、団体の方々との連携と協力が大切であると考えている。 そうした意味からも、今回いただいた意見を重く受け止めているところであり、人事を統括する担当部局にしっかりと伝えるとともに、健康福祉部としてもできる限り注意を払っていきたい。	回答のとおり	健康福祉総務課
168	04県央	08_その他（共通）	01_県の組織	保健所への福祉関連相談窓口設置（人員配置）について	社会保障関係の法律について、経過措置が付いたり、できたものがないままに廃止になったり、ある程度専門でやっているものでさえ分からない。ということは地域の方、特に民生委員さんなど非常に困った現実がある。 重ねて地域包括ケアシステムを作っていくことで、一層、医療と福祉の連携が必要と思うが、現在、この総合的な視点での相談や助言できる場所がない。 是非、顔の見えるところで気軽に相談できる場所を確保していただきたい。具体的には県央保健所に福祉にある程度知識のある専門的な方を配置していただきたい。	(大田保健所) 今年度、保健医療計画の在宅医療の分野で新たに圏域医療等検討する必要があると考えており、検討するなかで、皆さんの意見を聞き、地域のよりよいシステムを作っていく。 地域包括ケアを見据えて、これから医療計画を見直すことになっており、病院から在宅へ、在宅医療・在宅介護が目前に迫っていること、また、超高齢社会の中で、そういう状況が更に膨らむということで、言われたことは重要。 各圏域で医療計画を見直す中で、そういう議論のできる人がいなければならないと思っている。 これから先を見据えたときに、そういう福祉職に当たる人をもっていけるかどうかも含めて今年度中に検討していきたい。	新たに地域包括ケア推進事業に取り組むほか、課内に地域ケア推進スタッフを配置し、市町村等の技術的助言を行っている。	高齢者福祉課
169	01松江	08_その他（共通）	02_公聴会	公聴会の会議録について	今日の会議録を作って貰いたい	年度末に、本日の意見と県からの回答、公聴会後の対応状況や予算等の確保などまとめたものを、出席された皆様に送付することとしている	市町村等への周知に努めていく	健康福祉総務課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
170	01松江	08_その他(共通)	02_公聴会	公聴会での意見の取り扱いと開催方法について	<p>毎回、「ご意見をいただき施策へ反映させる」と表明されているが、実行された項目があるか。</p> <p>県民に対する情報は極めて少ない。どのような事項を実施するのか部内での検討にとどまらず、県民に広く広報すべきと考える。</p> <p>漠然とした公聴会では意味が無く、2～3時間では収集は難しいと思う。テーマを絞って資料を配付し、興味のある人だけで議論(?)したら良いと思う。</p> <p>この会はイベントであるとの考え方なら別だが!!</p>	<p>公聴会で頂いた意見については、意見・回答の概要をまとめ、当該年度末における対応状況を加えた総括表を作成し、公聴会に参加された団体へ送付するとともに、県のホームページにおいて公開しているところ。今回指摘の、前年度の意見に対する県の対応状況について周知が不足していることについては、開催案内をする際に前年度の意見に対する県の対応状況について、県のホームページに掲載している事を記載するなど、今後、周知方法を検討したい。</p> <p>また、公聴会の開催方法については、幅広く意見を出して頂くことにより、ご出席頂いた皆さんに直接関係ないと思われる意見についても、参考となる場合もあることから、これまで、テーマを絞って開催をしていなかった。</p> <p>今年度開催した圏域別公聴会において、事前に頂いた意見や出席頂いた方が昨年度より多いことから、健康福祉部の施策について県民の皆様の関心がますます高まっていると感じたところであり、今回頂いた意見についても、今後の開催方法についての検討の際の参考とさせていただきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公聴会の意見及び回答、対応状況については、県ホームページに掲載している。</li> <li>公聴会の開催方法については、今後検討</li> </ul>	健康福祉総務課
171	06益田	08_その他(共通)	02_公聴会	運営方針への目標値等の記載について	<p>資料について計画はきっちり書かれているが目標値が入っていない。目標値、期限。達成率を入れると、この計画はどのぐらいの実績が上ったのかという数字が出てくるので、改善していただきたい。</p>	意見として承る	回答のとおり	
172	06益田	08_その他(共通)	02_公聴会	公聴会の開催方法について	<p>前年度の公聴会の意見が今年度施策にどう反映されているのかという確認を共有する場にして頂きたい。</p> <p>当該圏域の課題を各課がどうとらえているのか、また、そのことに対してどう対処しようとしているのかを示し、公聴会の一つの枠組みを持った議論の場、意見の場として頂きたい。</p>	<p>圏域別公聴会の開催にあたり、各圏域の課題については、部長から運営方針の説明をする際に、当該圏域における課題等を盛り込む形で説明を行うこととしており、事前に頂く意見についても、当該圏域の課題に対する貴重な意見として真摯に受け止めている。</p> <p>また、前年度の公聴会で頂いた意見については、当該年度末に意見・回答の概要をまとめ、当該年度末における対応状況を加えた総括表を作成し、公聴会に参加された団体へ送付するとともに、県のホームページに掲載しているところ。</p> <p>前年度の意見に対する県の対応状況について周知が不足していることについては、開催案内をする際に前年度の意見に対する県の対応状況について、県のホームページに掲載している事を記載するなど、周知方法を検討したい。</p> <p>また、参加頂く団体から、各圏域の課題などに対するご意見を積極的に頂き、公聴会がより実のあるものとなるようお願いしたい。</p>	回答のとおり	健康福祉総務課
173	07隠岐	08_その他(共通)	03_その他	原子力災害時の隠岐の避難対策について	<p>原子力災害における要援護者の避難対策について、島根原発から30km圏内の松江・出雲・安来・境・米子は、訓練や対策マニュアルを作っているようだが、実際に島根原発が事故を起こした場合は隠岐が一番問題で、風向きによっては途中でまったく壁がないため、直に被害を受ける。海水に入り込んだら風評被害で今度は漁業も大変なことになる。</p> <p>訓練や対策の協議体に隠岐は今まで一度も出ていないが、このことをどう考えているのか。</p> <p>今後、各町村で危機対策のマニュアルを作らせるのか、県が全体を作るのか。</p> <p>隠岐を是非入れて訓練をしていただきたい。</p>	<p>原発災害が起こった場合の要援護者（施設入所者、在宅要援護者、入院患者）をどのように避難させていくのかを健康福祉部で検討しているが、意見のあった部分は、健康福祉部だけの問題ではなく県の様々な部局に関係してくる。</p> <p>原子力災害対策については、原子力安全対策課を昨年立ち上げ、そこが中心に検討しているが、そうした懸念があることをしっかりと伝える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災対策を重点的に事前に準備しておく地域が概ね30キロ圏となったこと等を踏まえ、平成24年11月に島根県広域避難計画を策定</li> <li>概ね30キロ圏外の対応については、国で検討中であり、この結論を踏まえ、必要な事前に準備すべき体制を検討していく。</li> </ul>	健康福祉総務課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
174	07隠岐	08_その他(共通)	03_その他	原子力災害時の隠岐の避難方法について	<p>テレビや新聞で、訓練やマニュアル作りを県がやっているというが、隠岐がまったく出てこない。</p> <p>また、高齢者、社会福祉施設入所者、入院患者を優先して避難させると言われるが、七類、境港、縁結び空港、鬼太郎空港も30km圏内に入っており、逃げる場所がなくなるのではないか。船も使えなくなると思うが、そこを含めて今後検討していただきたい。</p>	<p>指摘のとおり30km圏内にすべての港・空港が入っているので、隠岐からどこにどう逃げるのかを当然しなければいけない。まずは、30km圏内の住民を優先的にどのような方向に避難させていくのか検討をしている。そのうえで、さらに離れたところについても対応が必要になれば、考えていかなければならない。</p> <p>国において未だ最終的な方向付けが示されていないので、国における議論を見極めながら、しかしそれを待っているのは県も何もできないので、30km圏内を優先して検討しているところであり、ご意見については所管部局に伝える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災対策を重点的を事前に準備しておく地域が概ね30キロ圏となったこと等を踏まえ、平成24年11月に島根県広域避難計画を策定</li> <li>・概ね30キロ圏外の対応については、国で検討中であり、この結論を踏まえ、必要な事前に準備すべき体制を検討していく。</li> </ul>	健康福祉総務課